



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

千葉県人事委員会

人委給第131号

令和8年10月13日

千葉県議会議長 穴倉 登 様

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 小倉 純夫

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1 給与勧告の基本的考え方	3
2 職員の給与	4
3 民間給与の調査	4
4 職員の給与と民間給与との比較	4
(1) 民間給与との較差	
(2) 特別給	
5 職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6 物価及び生計費	5
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
7 人事院の報告及び勧告の概要	6
(1) 月例給	
(2) 特別給	
(3) 宿日直手当	
(4) 非常勤職員の給与	
(5) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等	
(6) 職務・職責をより重視した給与体系等	
8 本年の給与改定	8
(1) 改定についての考え方	
(2) 改定すべき事項	
9 転勤に伴う経済的な負担の軽減等	11
10 教員の処遇改善について	12
(1) 教員の処遇改善の状況	
(2) 本年講ずべき措置等	
11 任期付職員の給与	13
12 会計年度任用職員の給与	13
13 職務・職責をより重視した給与体系等	13
(1) 職務・職責をより重視した給与体系	
(2) 60歳前後の給与水準等	
14 給与改定実施の要請	14

別紙第2 勧告

別紙第3 公務運営に関する報告

1 多様で有為な人材の確保のための採用制度改革	55
(1) 広報活動の充実・強化	
(2) 民間人材の採用や企業研修による民間の知見の活用	
(3) 試験制度改革	
(4) 多様な人材の確保に向けた取組の充実	
2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	59
(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進	
(2) 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進	
3 勤務環境の整備	62
(1) 総労働時間の短縮	
(2) 職員の健康管理	
(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
(4) ハラスメント防止対策の推進	
4 コンプライアンスの徹底	69
5 高齢層職員の能力及び経験の活用	70

別紙第1

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降、調査・検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、あわせて、所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和8年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,573人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は10,021人であって、その平均年齢は38.4歳であり、男女別構成は男60.9%、女39.1%、学歴別構成は大学卒64.4%、短大卒12.5%、高校卒23.0%、中学卒0.1%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において382,910円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は423,386円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した329の事業所について「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、住宅手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、84.0%となっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均11,944円（3.09%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第25表）

（2）特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.71月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数（4.65月）を上回っている。

（報告資料第17表）

5 職員の給与と国家公務員給与との比較

「令和7年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表（一）適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.6となっており、前年と同水準となっている。

6 物価及び生計費

（1）物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で1.4%上昇しており、千葉市においても1.4%上昇している。

（2）標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で208,500円、3人世帯で250,950円、4人世帯で293,440円となっている。

7 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

(1) 月例給

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均15,056円(3.51%)下回っていることから、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定を行うとともに、民間における初任給の動向や公務における人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引き上げることとしている。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下「再任用職員」という。)に適用される基準俸給月額についても、民間のフルタイム勤務再雇用者の水準に見合ったものとなるよう、行政職俸給表(一)の対応する級の高位号俸の改定額を基本とする、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行うこととしている。さらに、第一種初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円に引き上げることとし、これらの改定については、本年4月に遡及して実施することとしている。

(2) 特別給

特別給については、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の支給割合を0.07月分下回っていることから、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年12月期の支給月数から引き上げることとしている。また、複雑・困難化する行政課題への対応に当たり、高度の専門性を有する人材を特定任期付職員として確保する重要性が高まっていることから、これらの人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当については、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとし、令和9年4月から実施することとしている。

(3) 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事院規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円）に引き上げることとし、これらの改定については、本年4月に遡及して実施することとしている。

(4) 非常勤職員の給与

厚生労働省において、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第430号。以下「同一労働同一賃金ガイドライン」という。）の改正が行われたことを踏まえ、本年7月に非常勤職員の給与に関する指針の改正を行い、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記し、適正な給与の支給が行われるよう、各府省を指導していくこととしている。

(5) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、異動の円滑化を図るため、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を以下のとおり講じることとし、一部は本年4月に遡及して実施することとしている。

- ・ 現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設
- ・ 広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させる観点から、広域異動手当の支給割合の引上げ
- ・ へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大

また、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当

を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討することとしている。

(6) 職務・職責をより重視した給与体系等

ア 職務・職責をより重視した給与体系

本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系の実現を目指し、職務・職責に見合った処遇を確保していくため、以下の骨格に沿って給与制度の見直しを進め、あわせて、本府省以外の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与上の措置等についても検討することとしている。

- ・俸給のほか、業績等手当（ボーナスに相当）、通勤手当、転勤に関する総合的な手当を基本
- ・俸給については、級・号俸から成る俸給表ではなく、年功的な要素を排し、現行の指定職俸給表を参考とした俸給表を新設
- ・業績等手当については、人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給する業績相当分と、年度途中の一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給する職責相当分を支給

イ 60歳前後の給与水準等

人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）について、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していくこととしている。

8 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定に係る本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員

の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は73.4%（昨年67.9%）と増加しており、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.2%となっている（昨年は該当なし）。また、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は、約9割（昨年と同様）となっている。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を11,944円（3.09%）上回っていた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給については、民間の特別給の支給割合は4.71月となっており、これに見合うよう引き上げる必要があると判断した。

再任用職員のうちフルタイム勤務職員の月例給について、職種別民間給与実態調査における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較すると、別表のとおり、主幹・副主幹級及び主査・副主査級のいずれの役職段階においても、民間給与が職員の給与を上回る状況にある。このような状況を踏まえ、再任用職員の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の水準を考慮した引上げ改定を行うことが適当と判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であるとする。

(2) 改定すべき事項

ア 月例給

(ア) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、初任給をはじめ中堅層以上も含めて給料月額を改定を行う。（平均改定率 3.3%）

同給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、人

事院勧告の内容に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う。

(イ) 初任給調整手当

医師等に対する第一種初任給調整手当については、国に準じて改定を行う。

なお、行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定の内訳

項 目	改定額(率)
給料の月額	1 0, 9 1 5 円 (2. 8 2 %)
はね返り分等	1, 0 2 1 円 (0. 2 6 %)
計	1 1, 9 3 6 円 (3. 0 9 %)

(注) 1 「はね返り分等」は、給料の月額を算定基礎として
いる地域手当及び農林漁業普及指導手当における給料
の月額の改定に伴う増減（はね返り）分及び第一種初
任給調整手当の改定に伴う増減分

2 改定率は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、
内訳の合計が計と一致しない。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 支給月数の改定

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

人事院は、高度の専門性を有する人材を特定任期付職員として確保する重要性が高まっていることを踏まえ、これらの人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当について、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給することができることとした。

本県においても、高度の専門性を有する人材を確保する観点から、国に準じて、特定任期付職員の勤勉手当の見直しを行う必要がある。

ウ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

エ 改定の実施時期

ア及びウの改定は、令和8年4月1日から、イの(ア)の改定は、本年12月期の期末手当及び勤勉手当から実施することとし、イの(イ)の改定は、令和9年4月1日から実施することが適当である。

9 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じ、異動の円滑化を図る必要があることから、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする転居に関する手当の新設等を実施することとしている。

本県においても、転居を伴う転勤を行った職員に対する経済的負担を軽減することは、異動の円滑化に資するものとなることから、国の動向を注視する必要がある。

また、人事院は、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の指定基準を見直すこととしている。

本県においては、特地勤務手当に準ずる手当を支給することとなる公署は現在指定されていないが、生活が不便な場所に所在する公署への転居を伴う転勤の円滑化に資するため、国の指定基準の見直しを踏まえた必要な措置を検討する必要がある。

なお、人事院は、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤をした全ての職員を対象とする総合的な手当の新設について、検討を進めることとしており、国の動向を注視する必要がある。

10 教員の処遇改善について

(1) 教員の処遇改善の状況

本県における教員の処遇改善については、令和6年8月の中央教育審議会の答申や令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の成立を受けて、これまで、以下の措置を講じ、その後も職務・職責に応じた適切な処遇の実現に向けて、調査研究を続けてきたところである。

- ・教育職給料表（二）2級の再任用職員である教諭の給料月額の見直し
- ・教職調整額の率の4%から10%への段階的な引上げ
- ・教職調整額が措置されない教育職給料表（二）4級及び5級である職員の給料月額への加算額の引上げ等
- ・義務教育等教員特別手当の学級担任等への加算

(2) 本年講ずべき措置等

本年も教職調整額が措置されない教育職給料表（二）4級及び5級である職員の給料月額への加算額については、教職調整額の引上げ等を踏まえて引き上げる必要がある。

また、給料の調整額については、中央教育審議会の答申や教職調整額の引上げ等による処遇改善の状況等を踏まえ、職務・職責や教員間の均衡等を考慮した見直しを行うことが適当である。その他の手当についても、職務・職責に応じた適切な処遇が実現されるよう、国の動向や他の都道府県の状況等に留意しながら検討を進めていく必要がある。

なお、昨年言及した、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正により新たに置くことができることとなった主務教諭の職については、教育委員会においてその効果や課題について研究が行われているところであり、給料表をは

じめとする給与上の処遇について引き続き検討を進めていく必要がある。

11 任期付職員の給与

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額については、職務の級別に単一の給料月額を適用している。

任期付職員の職は、3年又は5年以内という複数年の任期において、任期の定めのない職員が行うべき業務に従事する職であることから、任期付職員の給料表については、任期の定めのない職員に適用される給料表によることとする必要がある。また、初任給の決定、昇格及び昇給等の基準についても、任期の定めのない職員と同様の基準を適用する必要がある。あわせて、短時間勤務職員に単身赴任手当が支給できるよう所要の改正を行う必要がある。

12 会計年度任用職員の給与

人事院は、厚生労働省において、同一労働同一賃金ガイドラインの改正が行われ、同ガイドラインが本年10月から適用されることを踏まえ、本年7月に非常勤職員の給与に関する指針の改正を行い、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めることを明記したところである。

同ガイドラインは、地方公務員に適用されるものではないが、国や民間の状況等を踏まえ、本県においても適切に対応していく必要がある。

13 職務・職責をより重視した給与体系等

(1) 職務・職責をより重視した給与体系

人事院は、高度な政策の企画立案や調整等を行う本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するための制度の骨格を示し、あわせて、新たな給与体系への円滑な移行のため、本府省以外の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与上の措置等

についても検討し、令和9年に具体的な内容を報告することとしており、引き続き国の動向を注視する必要がある。

(2) 60歳前後の給与水準等

人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）について、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していくこととしており、引き続き国の動向を注視する必要がある。

14 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の役職段階別平均給与
月額

(単位：万円)

役 職 段 階	公 務	民 間
主 幹 ・ 副 主 幹 級	34.1	41.5
主 査 ・ 副 主 査 級	31.8	35.7
主 事 ・ 技 師 級	—	26.6

- (注) 1 「公務」は、令和8年人事統計に関する報告による。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものである（令和8年4月時点）。「主幹・副主幹級」は5・6級、「主査・副主査級」は3・4級、「主事・技師級」は1・2級が適用される職員である。
- 2 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。「主幹・副主幹級」は同調査における「課長代理級」である。

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年度の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7375月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5375月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6375月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.9875月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和 9 年度以降の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、勤務成績その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(3) 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（人事委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円）とすること。

2 任期付職員の給与関係

(1) 1の(1)による改定後の給料表のうち、任期付職員の欄のある給料表の任期付

職員の欄を削除すること。

(2) 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年千葉県条例第50号）第3条又は第4条の規定により採用された職員に、初任給、昇格及び昇給等の基準を適用すること。

(3) 任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員に単身赴任手当を支給すること。

3 教員の処遇改善関係

1の(1)による改定後の教育職給料表（二）について、備考2に規定する職務の級が4級である職員に対する給料月額を加算額を15,600円とし、備考3に規定する職務の級が5級である職員に対する給料月額を加算額を8,100円とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和8年12月1日から、3については令和9年1月1日から、1の(2)のイ、ウ及び2については令和9年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 第二種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第二種初任給調整手当の月額の算定は、1の(1)による改定前の給料表に基づいて行うものとする。

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			

43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
86	275,500	315,300	366,500	408,700						
87	275,800	315,600	366,900	409,100						
88	276,100	315,900	367,300	409,500						
89	276,400	316,200	367,500	409,800						
90	276,700	316,500	367,900							

	91	277,000	316,800	368,300							
	92	277,300	317,100	368,700							
	93	277,600	317,300	368,900							
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							
	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		216,200	251,500	282,500	314,000	329,500	354,500	397,000	439,600	488,900	584,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	

43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900			
87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300			
88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700			
89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000			
90	326,100	346,600	373,000	413,100				

91	326,800	347,800	374,200	413,600					
92	327,500	349,000	375,500	414,100					
93	328,000	350,200	376,800	414,500					
94	328,700	351,500	378,300	414,900					
95	329,600	352,700	379,800	415,400					
96	330,400	353,900	381,200	415,900					
97	331,100	355,100	382,500	416,300					
98	331,900	356,400	383,700	416,800					
99	332,700	357,600	384,800	417,300					
100	333,500	358,800	386,000	417,700					
101	334,400	360,200	387,100	418,000					
102	335,400	361,100	388,200	418,400					
103	336,400	362,100	389,300	418,800					
104	337,300	363,200	390,400	419,100					
105	338,100	364,300	391,600	419,400					
106	338,700	365,400	392,100	419,900					
107	339,300	366,400	392,700	420,400					
108	339,900	367,400	393,300	420,900					
109	340,400	368,600	393,900	421,200					
110	340,900	369,600	394,400	421,700					
111	341,300	370,600	394,800	422,200					
112	341,800	371,500	395,300	422,700					
113	342,600	372,400	395,700	423,000					
114	343,200	373,300	396,100	423,500					
115	343,900	374,200	396,600	424,000					
116	344,500	375,200	397,100	424,500					
117	345,100	376,200	397,500	424,900					
118	345,800	376,600	398,000	425,400					
119	346,500	377,200	398,600	425,800					
120	347,200	377,800	399,100	426,300					
121	347,800	378,100	399,300	426,700					
122	348,100	378,500	399,800						
123	348,600	378,900	400,300						
124	349,100	379,300	400,700						
125	349,400	379,700	401,200						
126		380,100	401,700						
127		380,500	402,200						
128		380,900	402,700						
129		381,300	403,000						
130		381,700	403,500						
131		382,100	404,000						
132		382,500	404,500						
133		382,700	404,800						
134		383,200	405,300						
135		383,500	405,700						
136		383,800	406,100						
137		384,100	406,400						
138		384,500	406,800						

	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	287,000	366,700	422,500	492,100
	2	289,200	368,300	424,100	500,900
	3	291,300	370,000	425,400	509,500
	4	293,200	371,600	426,600	517,900
	5	295,000	373,100	427,800	526,300
	6	296,600	374,800	428,900	534,300
	7	298,100	376,400	430,000	541,800
	8	299,600	377,900	431,000	549,000
	9	301,400	379,400	432,100	555,900
	10	303,300	381,400	433,100	561,800
	11	305,100	383,400	434,200	566,400
	12	307,000	385,300	435,300	569,800
	13	309,000	387,200	436,300	573,200
	14	311,000	388,800	437,400	576,300
	15	313,000	390,500	438,500	579,200
	16	315,000	392,000	439,500	581,700
	17	317,000	393,400	440,500	583,800
	18	319,500	394,900	441,600	
	19	322,200	396,100	442,700	
	20	324,900	397,400	443,800	
	21	327,500	398,700	444,800	
	22	330,000	400,000	445,800	
	23	332,500	401,300	446,900	
	24	334,700	402,500	447,900	
	25	337,000	403,800	448,800	
	26	339,000	405,100	449,900	
	27	341,000	406,400	450,900	
	28	343,000	407,800	451,900	
	29	345,000	409,000	452,700	
	30	347,000	410,300	453,800	
	31	348,900	411,600	454,800	
	32	350,800	412,900	455,800	
	33	352,600	414,100	456,800	
	34	354,600	415,300	458,000	
	35	356,600	416,500	459,100	
	36	358,500	417,600	460,200	
	37	360,200	418,600	460,900	
	38	361,500	419,800	461,800	
	39	362,600	420,900	462,600	
	40	363,600	421,900	463,300	
	41	364,100	422,900	464,000	
	42	364,500	424,100	464,900	

43	364,900	425,200	465,700
44	365,200	426,300	466,400
45	365,700	427,100	467,100
46	366,200	428,100	468,000
47	366,700	429,100	468,900
48	367,000	430,000	469,800
49	367,300	431,200	470,700
50	367,700	432,500	471,600
51	368,000	433,800	472,600
52	368,300	435,000	473,500
53	368,700	435,800	474,500
54	369,000	436,800	475,500
55	369,400	437,800	476,400
56	369,700	438,700	477,400
57	370,100	439,400	478,300
58	370,500	440,100	479,200
59	370,800	440,900	480,100
60	371,200	441,600	481,100
61	371,500	442,300	481,900
62	371,800	443,100	482,300
63	372,200	443,900	482,900
64	372,500	444,500	483,500
65	372,800	445,100	484,100
66	373,200	445,400	484,800
67	373,500	445,700	485,100
68	373,900	446,000	485,700
69	374,300	446,300	486,100
70	374,600	446,600	486,400
71	374,900	446,800	486,700
72	375,300	447,100	487,000
73	375,600	447,300	487,300
74	375,900	447,500	
75	376,200	447,800	
76	376,500	448,100	
77	376,800	448,300	
78	377,200	448,500	
79	377,600	448,800	
80	378,100	449,100	
81	378,500	449,300	
82	379,000	449,500	
83	379,500	449,800	
84	380,100	450,100	
85	380,700	450,300	
86	381,300	450,600	
87	381,900	450,900	
88	382,500	451,100	
89	382,900	451,300	
90	383,300	451,600	

	91	383,600	451,900		
	92	384,000	452,100		
	93	384,400	452,300		
	94	384,800			
	95	385,200			
	96	385,600			
	97	386,200			
	98	386,700			
	99	387,100			
	100	387,600			
	101	388,000			
	102	388,500			
	103	388,800			
	104	389,100			
	105	389,600			
	106	390,000			
	107	390,500			
	108	391,000			
	109	391,400			
	110	391,900			
	111	392,300			
	112	392,700			
	113	393,100			
	114	393,500			
	115	393,900			
	116	394,300			
	117	394,700			
	118	395,100			
	119	395,500			
	120	395,900			
	121	396,200			
	122	396,600			
	123	397,000			
	124	397,300			
	125	397,700			
	126	398,200			
	127	398,700			
	128	399,100			
	129	399,500			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		323,900	335,700	360,100	453,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	226,200	245,100	344,100	374,500	461,800
	2	228,600	247,500	346,000	376,000	463,100
	3	231,000	249,900	347,900	377,600	464,300
	4	233,400	252,400	349,700	379,100	465,600
	5	235,600	254,900	351,400	380,500	466,700
	6	238,200	257,300	353,300	381,900	467,800
	7	240,400	259,700	355,200	383,200	469,000
	8	242,500	262,200	357,000	384,600	470,300
	9	244,700	264,600	358,900	386,100	471,600
	10	247,100	266,200	360,900	387,400	472,800
	11	249,200	267,800	362,800	388,800	473,900
	12	251,500	269,400	364,600	390,100	475,000
	13	253,900	271,000	366,400	391,500	476,200
	14	256,000	272,400	368,100	392,800	477,000
	15	258,000	273,800	369,700	394,000	477,800
	16	260,100	275,200	371,300	395,200	478,700
	17	262,200	276,600	372,900	396,200	479,600
	18	264,100	277,800	374,300	397,500	480,000
	19	265,800	279,000	375,600	398,800	480,500
	20	267,400	280,200	376,800	399,900	481,000
	21	269,100	281,500	378,200	400,900	481,500
	22	270,300	282,600	379,600	402,100	481,900
	23	271,600	283,700	381,000	403,300	482,400
	24	272,800	284,900	382,300	404,400	482,900
	25	274,000	286,200	383,600	405,400	483,400
	26	275,000	287,800	385,100	406,500	483,800
	27	276,100	289,500	386,500	407,600	484,300
	28	277,200	291,200	387,800	408,700	484,800
	29	278,400	292,900	389,000	409,800	485,300
	30	279,500	294,900	390,400	411,000	485,700
	31	280,600	297,100	391,700	412,100	486,200
	32	281,600	299,400	393,000	413,200	486,700
	33	282,700	301,600	394,300	414,200	487,200
	34	283,600	303,800	395,400	415,300	
	35	284,600	306,100	396,500	416,500	
	36	285,700	308,300	397,700	417,700	
	37	287,000	310,400	398,900	418,800	
	38	287,900	312,300	400,000	420,100	
	39	288,900	314,200	401,200	421,200	
	40	290,000	316,000	402,300	422,300	
	41	291,300	317,800	403,400	423,400	
	42	292,500	319,700	404,500	424,700	

43	293,900	321,500	405,700	425,700
44	295,100	323,200	406,800	426,800
45	296,300	324,800	407,900	428,000
46	297,200	326,600	409,100	429,200
47	298,100	328,300	410,300	430,400
48	299,100	330,000	411,400	431,600
49	299,600	331,600	412,300	432,700
50	300,500	333,400	413,500	433,700
51	301,200	335,200	414,500	435,000
52	302,200	336,900	415,600	436,200
53	302,800	338,200	416,400	437,400
54	303,700	340,100	417,500	438,500
55	304,500	341,900	418,500	439,600
56	305,500	343,600	419,500	440,700
57	306,000	345,300	420,600	441,700
58	307,000	347,200	421,600	442,900
59	308,000	348,900	422,700	444,100
60	308,700	350,700	423,800	445,300
61	309,200	352,500	424,800	445,900
62	309,900	354,300	425,900	446,700
63	310,700	356,000	427,000	447,400
64	311,400	357,700	428,000	447,900
65	312,200	359,400	428,900	448,200
66	313,000	360,800	429,800	448,500
67	313,600	362,200	430,800	448,900
68	314,200	363,700	431,800	449,300
69	315,000	365,300	432,600	449,600
70	315,700	366,800	433,400	450,000
71	316,200	368,300	434,100	450,300
72	316,900	369,800	434,900	450,600
73	317,400	371,200	435,600	450,900
74	318,200	372,800	436,200	451,200
75	318,900	374,300	436,900	451,500
76	319,400	375,700	437,600	451,800
77	320,000	377,100	438,200	452,000
78	320,800	378,600	438,900	452,300
79	321,400	380,100	439,400	452,600
80	322,000	381,700	440,000	452,800
81	322,500	383,000	440,400	453,000
82	323,200	384,300	440,800	453,300
83	323,800	385,600	441,100	453,600
84	324,300	386,800	441,300	453,800
85	324,700	387,900	441,500	454,000
86	325,200	389,100	441,800	454,300
87	325,700	390,100	442,100	454,600
88	326,100	391,200	442,300	454,800
89	326,500	392,200	442,500	455,000
90	326,900	393,300	442,800	

91	327,300	394,400	443,100
92	327,700	395,400	443,300
93	328,000	396,500	443,500
94	328,500	397,600	443,800
95	328,900	398,600	444,100
96	329,200	399,700	444,300
97	329,500	400,700	444,500
98	329,900	401,700	
99	330,200	402,600	
100	330,600	403,500	
101	331,000	404,300	
102	331,300	405,300	
103	331,600	406,100	
104	331,900	407,000	
105	332,100	407,800	
106	332,400	408,700	
107	332,700	409,600	
108	333,000	410,500	
109	333,200	411,300	
110	333,400	412,300	
111	333,700	413,200	
112	334,000	414,100	
113	334,200	414,700	
114	334,400	415,600	
115	334,600	416,500	
116	334,900	417,400	
117	335,200	418,200	
118	335,400	418,900	
119	335,700	419,700	
120	336,000	420,500	
121	336,200	421,100	
122	336,400	421,800	
123	336,600	422,500	
124	336,900	423,100	
125	337,200	423,700	
126	337,400	424,400	
127	337,600	424,900	
128	337,900	425,500	
129	338,100	426,100	
130	338,300	426,700	
131	338,600	427,200	
132	338,900	427,700	
133	339,100	428,000	
134	339,300	428,300	
135	339,600	428,500	
136	339,900	428,800	
137	340,100	429,100	
138	340,300	429,400	

	139	340,600	429,700			
	140	340,900	430,000			
	141	341,100	430,300			
	142	341,300	430,600			
	143	341,600	430,900			
	144	341,900	431,200			
	145	342,100	431,400			
	146	342,300	431,700			
	147	342,600	432,000			
	148	342,900	432,200			
	149	343,100	432,400			
	150	343,300	432,700			
	151	343,600	433,000			
	152	343,900	433,200			
	153	344,100	433,400			
	154	344,300	433,700			
	155	344,600	434,000			
	156	344,900	434,200			
	157	345,100	434,400			
	158	345,300	434,700			
	159	345,600	435,000			
	160	345,900	435,200			
	161	346,100	435,400			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		261,700	313,600	340,900	370,000	460,300
任期 付職 員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		258,000	276,600	344,100	357,500	446,400

- 備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	

43	275,200	334,400	401,300	460,900
44	276,600	334,800	402,500	462,200
45	278,100	335,200	403,200	463,000
46	279,400	335,700	404,200	463,800
47	280,700	336,200	405,000	464,700
48	281,900	336,600	405,700	465,600
49	283,100	337,000	406,400	466,400
50	284,200	337,400	407,100	467,200
51	285,300	337,800	407,700	467,800
52	286,400	338,300	408,300	468,600
53	287,400	338,700	408,900	469,000
54	288,500	339,100	409,600	469,600
55	289,500	339,500	410,400	470,100
56	290,500	339,900	411,200	470,600
57	291,500	340,300	411,800	471,100
58	292,200	340,600	412,600	471,700
59	292,700	341,000	413,300	472,200
60	293,300	341,400	414,000	472,700
61	293,900	341,800	414,600	473,200
62	294,500	342,300	415,300	473,800
63	295,100	342,900	415,900	474,300
64	295,700	343,400	416,600	474,800
65	296,300	343,800	417,300	475,300
66	296,800	344,400	417,900	
67	297,400	344,900	418,500	
68	297,900	345,500	419,200	
69	298,500	346,000	419,900	
70	299,200	346,500	420,400	
71	299,800	346,900	421,000	
72	300,400	347,500	421,600	
73	301,100	348,000	422,100	
74	301,700	348,500	422,700	
75	302,300	349,100	423,300	
76	303,000	349,800	423,800	
77	303,700	350,400	424,300	
78	304,400	350,800	424,800	
79	305,100	351,500	425,300	
80	305,600	352,200	426,000	
81	306,200	352,800	426,400	
82	306,900	353,500		
83	307,600	354,100		
84	308,200	354,700		
85	308,700	355,200		
86	309,400	355,700		
87	310,100	356,100		
88	310,700	356,400		
89	311,200	356,700		
90	311,800	357,200		

	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200				
	111	320,500				
	112	320,700				
	113	321,000				
	114	321,300				
	115	321,600				
	116	321,900				
	117	322,100				
	118	322,400				
	119	322,600				
	120	322,900				
	121	323,200				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 及 任 付 員 外 職 員 の 職 員		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	

	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 340,500	円 402,300	円 441,800	円 541,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600	507,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600	508,900
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600	510,200
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500	511,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300	512,800
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000	514,200
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600	515,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100	516,800
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600	518,200
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900	519,500
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200	520,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500	522,300
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800	523,700
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000	524,800
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200	525,900
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300	527,100
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500	528,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600	529,100
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800	530,000
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000	530,900
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100	531,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900	
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300	
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000	
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500	
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900	
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300	
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700	
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100	
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300	
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600	
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500		
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800		
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100		
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400		
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700		

43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000
44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300
45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500
46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800
47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100
48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400
49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	435,800
55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	436,100
56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	436,400
57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	436,600
58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	436,800
59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	437,100
60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	437,400
61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	437,600
62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
78	274,300	310,800	348,600	370,700		
79	274,600	311,000	349,000	370,900		
80	274,800	311,300	349,500	371,200		
81	275,000	311,600	350,000	371,700		
82	275,300	311,800	350,300	372,000		
83	275,600	312,100	350,500	372,300		
84	275,800	312,400	350,800	372,600		
85	276,000	312,600	351,200	373,000		
86		312,800	351,600	373,300		
87		313,000	351,900	373,600		
88		313,200	352,200	373,900		
89		313,600	352,500	374,300		
90		313,800	352,700	374,600		

	91		314,000	353,100	374,800				
	92		314,200	353,400	375,100				
	93		314,600	353,600	375,400				
	94		314,800	353,900					
	95		315,000	354,200					
	96		315,300	354,400					
	97		315,600	354,600					
	98		315,800	354,900					
	99		316,000	355,200					
	100		316,300	355,400					
	101		316,600	355,600					
	102		316,800	355,800					
	103		317,000	356,200					
	104		317,300	356,400					
	105		317,600	356,600					
	106			356,900					
	107			357,300					
	108			357,700					
	109			357,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700	484,100
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		238,400	254,700	277,000	290,900	321,800	361,900	405,400	465,900

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	

43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300
45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	462,000
59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	462,300
60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	462,600
61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	463,000
62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	463,400
63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	463,700
64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	464,000
65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	464,400
66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	464,800
67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	465,100
68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	465,400
69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	465,800
70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
86	306,200	333,100	371,800	391,500		
87	306,700	334,100	372,600	392,100		
88	307,200	335,100	373,400	392,600		
89	307,600	336,000	374,000	392,900		
90	308,100	337,000	374,600	393,400		

91	308,600	338,000	375,200	393,700
92	309,100	339,000	375,800	394,000
93	309,600	339,800	376,200	394,600
94	309,900	340,500	376,600	395,100
95	310,400	341,200	377,100	395,600
96	310,900	341,800	377,500	396,100
97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500		
115	317,400	349,800		
116	317,600	350,100		
117	317,900	350,300		
118	318,100	350,600		
119	318,400	350,900		
120	318,700	351,100		
121	319,000	351,300		
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		
137	323,500	355,900		
138	323,800	356,300		

	139	324,100	356,700					
	140	324,400	357,100					
	141	324,600	357,400					
	142	324,900	357,800					
	143	325,300	358,100					
	144	325,600	358,500					
	145	325,800	358,800					
	146	326,000						
	147	326,300						
	148	326,600						
	149	326,800						
	150	327,000						
	151	327,300						
	152	327,600						
	153	328,000						
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		246,800	277,900	297,600	307,800	329,900	363,600	405,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	244,100	302,900	345,200	393,200	437,900
	2	247,500	304,600	346,300	394,900	440,000
	3	250,900	306,300	347,500	396,600	442,100
	4	254,200	308,000	348,500	398,200	444,200
	5	257,500	309,700	349,500	399,800	446,200
	6	260,700	311,200	350,900	401,500	447,700
	7	263,900	312,600	352,500	403,200	449,200
	8	267,000	314,100	354,100	404,800	450,500
	9	270,100	315,600	356,000	406,400	451,800
	10	273,000	316,900	357,600	407,900	453,100
	11	275,900	318,100	359,200	409,400	454,300
	12	278,800	319,400	360,800	410,900	455,500
	13	281,600	320,700	362,500	412,400	456,700
	14	284,500	322,000	364,100	413,900	457,800
	15	287,400	323,200	365,700	415,300	458,900
	16	290,000	324,500	367,300	416,700	459,900
	17	292,600	325,700	368,800	418,300	460,900
	18	293,900	326,800	369,700	419,800	461,900
	19	295,200	328,000	370,500	421,400	463,000
	20	296,600	329,100	371,200	423,000	464,100
	21	297,900	330,400	372,000	424,500	464,900
	22	298,900	331,200	372,700	426,000	465,700
	23	299,900	331,900	373,500	427,500	466,600
	24	300,900	332,600	374,200	428,900	467,400
	25	301,900	333,300	375,000	430,200	468,100
	26	302,500	334,000	375,700	431,500	469,000
	27	302,900	334,600	376,500	432,800	469,800
	28	303,300	335,200	377,300	434,000	470,400
	29	303,700	335,900	378,000	435,200	470,800
	30	304,100	336,400	378,700	436,100	471,300
	31	304,400	337,000	379,400	437,100	471,900
	32	304,700	337,600	380,100	438,000	472,300
	33	305,000	338,200	380,800	438,500	472,600
	34	305,300	338,800	381,400	439,300	472,900
	35	305,600	339,200	382,100	440,100	473,300
	36	305,900	339,700	382,800	440,900	473,700
	37	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000
	38	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500
	39	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100
	40	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700
	41	307,400	341,800	386,300	445,000	476,300
	42	307,600	342,100	387,000	445,800	477,000

43	307,900	342,400	387,700	446,400	477,600
44	308,200	342,700	388,300	446,800	478,200
45	308,500	343,000	389,000	447,000	478,500
46	308,700	343,300	389,800	447,300	479,100
47	309,000	343,600	390,600	447,600	479,700
48	309,300	343,900	391,300	447,900	480,300
49	309,600	344,200	392,100	448,200	480,700
50	309,900	344,500	393,000	448,400	481,000
51	310,200	344,800	393,600	448,700	481,300
52	310,400	345,100	394,200	449,100	481,500
53	310,600	345,400	394,700	449,400	481,700
54	310,900	345,700	395,400	449,900	481,900
55	311,200	346,000	396,100	450,400	482,200
56	311,400	346,200	396,700	450,900	482,500
57	311,600	346,400	397,000	451,500	482,700
58	311,900	346,700	397,300	452,100	483,000
59	312,200	347,000	397,600	452,600	483,300
60	312,400	347,200	397,900	453,100	483,500
61	312,600	347,400	398,100	453,700	483,700
62	312,900	347,700	398,400	454,200	
63	313,200	348,000	398,700	454,700	
64	313,400	348,200	399,000	455,200	
65	313,600	348,400	399,200	455,700	
66	313,800	348,700	399,400	456,300	
67	314,000	349,000	399,700	456,800	
68	314,300	349,200	400,000	457,400	
69	314,600	349,400	400,300	457,900	
70			400,500	458,400	
71			400,800	459,000	
72			401,100	459,600	
73			401,400	459,900	
74			401,800	460,500	
75			402,200	461,100	
76			402,600	461,600	
77			403,000	462,000	
78			403,400	462,500	
79			403,900	463,200	
80			404,400	463,900	
81			404,800	464,100	
82			405,200		
83			405,600		
84			406,000		
85			406,500		
86			407,000		
87			407,500		
88			408,000		
89			408,300		
90			408,700		

	91			409,000		
	92			409,400		
	93			409,900		
	94			410,200		
	95			410,700		
	96			411,100		
	97			411,700		
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		254,500	287,400	320,400	366,500	397,800
任期 付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		257,500	309,700	336,300	379,300	409,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	

43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900
44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200
45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500
46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800
47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100
48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400
49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600
50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900
51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100
52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400
53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600
54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900
55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200
56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500
57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700
58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000
59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300
60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500
61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700
62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000
63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300
64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500
65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700
66	279,900	337,700	364,000	412,600	
67	280,200	338,400	364,400	413,200	
68	280,500	339,100	364,900	413,700	
69	280,900	339,600	365,100	414,100	
70	281,200	340,100	365,600	414,600	
71	281,500	340,600	366,000	415,100	
72	281,900	341,000	366,400	415,600	
73	282,300	341,400	366,700	416,100	
74	282,600	341,900	367,100	416,500	
75	283,000	342,400	367,600	416,800	
76	283,300	342,800	368,000	417,100	
77	283,600	343,100	368,200	417,300	
78	284,000	343,400	368,500	417,500	
79	284,400	343,700	368,900	417,800	
80	284,700	344,000	369,300	418,100	
81	284,900	344,300	369,600	418,300	
82	285,200	344,600	369,900	418,600	
83	285,600	344,800	370,300	418,900	
84	285,900	345,100	370,700	419,100	
85	286,100	345,500	371,000	419,300	
86	286,400	345,900	371,400	419,600	
87	286,800	346,200	371,800	419,900	
88	287,100	346,400	372,000	420,100	
89	287,400	346,900	372,300	420,300	
90	287,600	347,300			

91	287,900	347,500				
92	288,200	347,800				
93	288,500	348,200				
94	288,800	348,600				
95	289,200	348,900				
96	289,500	349,200				
97	289,700	349,400				
98	290,000	349,700				
99	290,300	350,000				
100	290,600	350,300				
101	290,900	350,700				
102	291,200	350,900				
103	291,500	351,200				
104	291,800	351,600				
105	292,000	352,000				
106	292,200	352,300				
107	292,500	352,600				
108	292,800	352,900				
109	293,100	353,200				
110	293,400	353,600				
111	293,700	353,900				
112	293,900	354,100				
113	294,200	354,300				
114	294,400	354,600				
115	294,700	354,800				
116	295,100	355,100				
117	295,400	355,300				
118	295,700					
119	296,000					
120	296,300					
121	296,500					
122	296,700					
123	297,100					
124	297,400					
125	297,600					
126	297,900					
127	298,200					
128	298,600					
129	298,800					
130	299,200					
131	299,600					
132	299,900					
133	300,100					
134	300,400					
135	300,800					
136	301,100					
137	301,300					
138	301,600					

	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500	405,400
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
		243,500	270,600	300,600	322,000	354,500	397,000

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

特定任期付職員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

公 務 運 営 に 関 す る 報 告

若年労働力人口の減少や生成A I等のデジタル技術の急速な進展、自然災害の頻発化・激甚化など、本県を取り巻く環境が大きく変化する中、県には、多様で質の高い行政サービスを提供する重要な責務がある。

この責務を果たし、県民ニーズに的確に応えていくためには、公務組織を支える多様で有為な人材を幅広く採用することが必要である。今後も、受験者の減少など、職員採用の厳しい状況が続くことが見込まれる中で、試験制度等の見直しを更に進めるとともに、働きたいと思える千葉県庁となるよう、県で働く魅力を一層高め、その魅力を広く伝えていくことが重要である。

多様で有為な人材の採用とともに、職員の成長を強力に支援し、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮して活躍できるよう人材育成や能力開発に取り組み、組織としてのパフォーマンスを最大限発揮していくことが必要である。

また、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、様々な個性を持つ全ての職員がそれぞれのライフステージに応じて、やりがいを持ち生き生きと働くことができる環境づくりを進めていく必要がある。

その上で、職員には、県民全体の奉仕者としての自覚を促し、コンプライアンスを一層徹底していくことが求められている。

こうした考えに立ち、多様な人材の確保・育成、柔軟な働き方や勤務環境の整備等について、以下のとおり報告する。

1 多様で有為な人材の確保のための採用制度改革

採用を取り巻く環境は、若者人口の減少や学生の進路選択の早期化、就業意識の多様化、民間企業や国、他の地方公共団体との競合等を背景として、人材確保が一層厳しくなっており、特に、技術系職種においては、受験者の減少などにより、必要な職員数を確保することが困難な状況が続いている。

このような状況において、複雑・高度化する様々な行政課題に迅速かつ的確に

対応していくためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理観を持って着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様で有為な人材を公務の担い手として確保していくことが喫緊の課題となっている。

(1) 広報活動の充実・強化

本県においては、これまで広報活動として、ホームページやSNSを積極的に活用するとともに、職員採用セミナーの充実、大学や民間での就職説明会への参加強化のほか、職員が面談形式で仕事のやりがい等を説明し、質問に答える「千葉県職員しごとナビゲーター制度」の実施などにより、県で働く魅力や仕事内容などについての情報発信の充実・強化に努めてきた。

令和7年度からは、場所を選ばず参加可能なオンラインによる業務説明会を開始したほか、令和8年3月には、従前の職員採用案内パンフレットを見直し、スマートフォンで手軽に情報を得られる採用特設サイトを開設するなど、より効果的な情報発信に取り組んでいる。

今後は、こうした取組の充実・強化を図っていくことに加え、広報活動に当たっては、進路や職業選択を具体的に考える前の若年層にも県職員の仕事への理解や関心を深めてもらうとともに、入庁後の業務内容や配属先等を分かりやすく示すことで、就職を考える者が県職員として働く姿を具体的にイメージできるよう工夫していく必要がある。

また、体験的に仕事のやりがいなどを知る「インターンシップ・キャリア実習」が学生等に重視される傾向がある中、受入数を拡大しながら取組が進められており、このような体験機会の提供についても広報活動と連携しながら効果的に実施していく必要がある。

人材獲得競争が激しくなる中、多くの人に千葉県庁で「働きたい」「働き続けたい」と考えてもらうためには、柔軟な働き方ができる職場環境づくりや研修・OJT・自主学習等を通じた人材育成などの取組を更に進めることで、県の職場で働く魅力を一層高めるとともに、働きやすさの向上や職員の成長につながる取組についても効果的に発信していく必要がある。

(2) 民間人材の採用や企業研修による民間の知見の活用

これからの行政運営において、D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進をはじめ、民間の知見を活用していくことがより一層重要となる中、本県では、高度な専門性を有する社会人採用の拡充や、民間で本業を持ちながら県に勤務して専門性を発揮する副業人材の採用を進めている。

また、職員を民間企業に派遣し、経営感覚を体験的に学ぶ研修を推進しているところであり、今後もこれらの取組により、民間人材の採用等を進めるとともに、その知見やノウハウを庁内で共有していくことが必要である。

(3) 試験制度改革

本県の試験制度については、これまでも、多様な能力・経験を有する人材を確保するため、必要な見直しを行ってきた。

令和7年度は、上級試験において、民間企業等との併願がしやすい早期枠試験を導入し、一般行政職と技術系3職種（児童指導員、土木、電気）の計4職種で実施した。このうち、一般行政職についてはオンライン受験を可能とするS P I 3による新たな試験区分を設けた。

また、上級試験の全職種と資格免許職の一部職種において、採用候補者名簿の有効期間を2年間延長し、大学院進学や留学など個人のキャリアプランに合わせて採用時期を選択できる制度を導入するとともに、警察官採用試験における受験上限年齢の引き上げを行った。

令和8年度からは、早期枠試験の職種を拡大し、新たに大学3年生も受験可能な上級試験（早期枠・秋）を開始し、秋に実施する警察官採用試験においても大学3年生の受験を可能とする見直しを行った。

このほか、採用困難な獣医師の採用方法を見直し、選考考査を年複数回実施することにより通年での採用を可能とするとともに、警察官採用試験の論文・作文試験の廃止や社会人採用選考考査の職種に一般行政（D X）を追加するなど、様々な見直しに取り組んできた。

さらに、こうした取組に加え、令和8年度は社会人採用選考考査において、合格者決定手続の見直しにより、合格発表の早期化に取り組んでいる。今後も、受験者の負担軽減や利便性向上の観点から、試験制度のみならず、実施方法や

手続等を含め、更なる見直しを進めていく。

(4) 多様な人材の確保に向けた取組の充実

障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、これまで受験資格の拡大等に取り組んできたところであり、令和7年度は、受験の上限年齢を定年前までとしたほか、新たに、障害者手帳を持っていないことで就労に困難を抱える難病のある方の採用区分を設けるなどの見直しを行った。

障害者雇用率については、令和8年7月に法定雇用率が引き上げられたところである。引き続き、障害のある方や難病のある方がそれぞれの特性等に応じて能力を発揮できるよう、積極的かつ計画的に障害者雇用の推進を図ることが必要である。

就職氷河期世代の方の就労や社会参加への支援については、国の方針を踏まえ、地方公務員においても積極的な採用が進められており、本県では、令和2年度から就職氷河期世代を対象とした選考考査を継続して実施している。

一度県を退職した者の再採用については、結婚、出産、育児、介護等を理由にやむを得ず退職した職員を再び職員として採用する制度を令和5年度に導入している。即戦力の確保や多様で柔軟な働き方の推進につながるものであり、今後も積極的に活用していく必要がある。

技術系職種の人材確保が厳しくなる中で、本県では、令和8年度に新たな採用手法として、工業高等学校等推薦枠選考を導入した。

国においては、技術系職種について、特定の資格を有する者を試験によらず係員級に選考採用できる範囲の拡大に向けて検討を進めていることから、こうした国の動向を注視しつつ、今後も、技術職員の確保に向けた新たな採用手法等について検討していく必要がある。

また、市町村においても技術系職種等の採用不足が課題となる中、今後、更なる市町村間の広域連携や県による市町村業務の補完・支援が必要となることを踏まえ、業務のあり方なども含め、市町村の人材不足に対応できるよう研究していくことが必要である。

(今後の取組の方向性)

今後とも、広報活動を一層強化するとともに、採用制度改革を更に進め、任命権者と連携しながら、民間人材の活用を含めた多様で有為な人材の確保を図っていく。

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

職員のキャリアに対する意識を高め、自らが描いたキャリアビジョンを実現するためには、全ての職員に主体的な能力開発の機会を設けることが必要である。

キャリア形成等を目的とした研修はもとより、執務を通じた人材育成（OJT）に加え、それを補完する執務を離れた研修（Off-JT）の充実や自主的学習への支援など、職員自身が意欲を持って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、学び直しを含めた、人を育てる職場風土の醸成が図られることが求められている。

こうした取組に当たっては、職員の自律的なキャリア形成をしっかりと支援し、主体的な学びが促進され、仕事に活かされることで、多様なキャリアパスにつながり、それが更なる成長の意欲になるような「学びと仕事の好循環」を形成させていくことが重要である。

職員研修については、今後も、職員能力開発センターにおいて職員や所属からのニーズを的確に捉えた研修を実施していくとともに、知識やスキルを習得する機会をより多くの職員に提供できるよう、令和7年6月に導入した「千葉県研修プラットフォーム」の活用などにより、オンライン等による研修の充実を一層進めていくことが必要である。

職員には、生成AIをはじめとするデジタル技術を適切に活用し、行政課題の解決や業務改善を進めていくことが求められている。「千葉県デジタル人材育成等実施方針」（令和7年7月策定）では、全ての職員をデジタル人材とし

て育成することとされており、全職員がデジタル人材として能力を最大限発揮できるよう、新たに採用する一般行政（D X）職の職員を活用しながら、人材育成を進めていくことも必要である。

また、現在の職員の年齢構成を見ると、若年層職員が増加する一方、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少しており、適切な事務処理を確保しつつ、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や組織の最小単位のリーダーである班長等のマネジメント能力の更なる向上が必要である。特に、班長等の配置や役割のあり方については、職員の年齢構成の変化に応じて整理していくことが重要である。また、班長等をサポートする職員のフォロワーシップを強化するための人材育成の取組が必要である。組織力を総合的に高めるためには、メンター制度の活用などにより、新規採用職員や民間企業経験者が職場や業務に円滑に適応できるようサポートする環境を整えることも必要である。

あわせて、職員のモチベーションや組織へのエンゲージメントを高めるため、十分な対話により職員の意向を把握するとともに、意欲、能力、実績、適性等を踏まえつつ、庁内公募制度や複線型人事も含めた人事配置を通じて、自らの意思に基づく活躍の機会をしっかりと提供するなど、個々のニーズに対応した取組を行っていくことが必要である。

このような職員の育成や異動等の人事施策を一体的に実施し、「人材確保」「人材育成」「職場環境の整備」の相乗効果により、組織力の向上につなげていくことが重要である。そのためには、「千葉県職員人材基本方針」（令和7年3月策定）に掲げる「目指すべき職員像」「目指すべき組織風土」の実現に向け、各任命権者が連携を深め、職員一人ひとりの能力の向上や、意欲と能力を十分に発揮できる職場環境づくりなどに取り組む必要がある。

(2) 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

組織がパフォーマンスを最大限に発揮するためには、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織の課題解決能力の向上につなげていくためのきめ細かい人事管理がますます重要になる。

本県においては、人事評価制度の実施を通じた能力開発、能力と実績に基づく人事管理が行われているが、職員へのエンゲージメントアンケートの結果では人事評価の活用等に関する項目の評価が低くなっていることから、職員にとって納得感のある「人事評価制度の運用」や「任用」等が行われていく必要がある。

令和8年人事院勧告においては、優秀な人材を確保し、その能力を最大限発揮できるよう、職務・職責や能力・実績をより重視した人事制度の構築を進めることとされており、先行して本府省幹部職員等について、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直す新たな人事制度の具体化に向けた検討を進めることとされている。

本県においては、その動向等を注視しつつ、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、被評価者となる部下職員による評価者のマネジメント能力の点検、運用実態の検証、苦情相談制度の運用などにより、評価制度の公正性と納得性を一層高めるとともに、任用、給与、分限等の人事管理への活用をより適切に行っていく必要がある。

また、本県では、「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」（令和7年3月策定）に基づき、女性職員がより個性と能力を発揮することができるよう、女性職員の採用や登用、仕事と家庭の両立の取組を進めているところであり、職員にとって働きやすい環境を整え、政策決定過程など様々な場面で女性職員が活躍することは、公務能率や県民サービスの向上につながるものであることから、管理職への積極的な登用など、今後も一層の取組を進めていく必要がある。

さらに、DXの推進や多様化するライフスタイルに応じたダイバーシティマネジメントなど、時代の変化に対応できる戦略的な人材育成に向けた道筋を職員に示すとともに、各所属において管理職が職員との対話を実施することにより、職員一人ひとりのキャリアビジョンを組織で共有し、その実現を支援する「伴走型」のマネジメントを更に進め、職員が意欲とやりがいを持って活躍で

きるようにしていくことが重要である。

3 勤務環境の整備

(1) 総労働時間の短縮

ア 長時間労働の是正

(時間外勤務縮減の取組と現状)

任命権者においては、これまで、「総労働時間の短縮に関する指針」などを定め、時間外勤務の縮減をはじめとした労働時間の短縮に努めてきたところであるが、知事部局及び教育委員会においては、これまでの指針の見直しを行い、令和8年3月に新たに働き方改革取組指針を策定した。

新たな指針においては、長時間勤務の見直しに関する取組として、業務の進め方等の見直しやデジタル技術の積極的な活用等による事務・事業の見直し、時間外勤務の事前命令の徹底や勤務時間の適正な把握等による時間外勤務の適正管理等が挙げられている。

人事委員会規則においては、平成31年4月から時間外勤務を命ずることができる上限時間（以下「上限時間」という。）を設定している。ただし、災害等の特別な事情によって臨時の必要があり、対応することを要する業務に従事する職員に対しては、上限時間を超える時間外勤務を命ずることができることとしており、その場合には、任命権者はその要因の分析等を行い、その結果を本委員会に報告しなければならないこととされている。

令和7年度の時間外勤務の状況を令和6年度と比較すると、原則の上限時間である月45時間又は年360時間を超えて時間外勤務を命じられた職員は、任命権者によって状況は異なるが、全体としては概ね減少傾向にある。しかしながら、依然として多くの職員が上限時間を超えて時間外勤務を行っている状況にある。

長時間労働は職員の心身の健康や公務能率に大きな影響を与えるだけでなく、離職の要因となるほか、職場としての魅力を低下させ、有為な人材の確保にも影響を及ぼすものとなり得ることから、これまで以上に問題意識を持

つことが重要である。その是正に当たってはノー残業デーなどの組織全体での取組に加え、各部・各所属等の状況に応じた縮減目標を設定した上で、所属ごとに要因をつぶさに分析し、各所属の実情に応じた縮減策を講じるなど、より実効性のある取組を推し進める必要がある。

(今後の取組)

限られた時間の中で効率的に業務を遂行するためには、管理監督者の下、職員一人ひとりが業務内容を整理・分析し、優先順位の明確化や取捨選択等を行い、常に業務改善の意識を持って具体的な取組を進めることが必要である。

さらに、管理監督者が年間を通した業務の繁閑を把握した上で、職員の勤務時間の適正な管理を行い、特定の職員に業務が集中することがないように業務配分に配慮し、時間外勤務命令を必要最小限にとどめる等、マネジメントの強化を図ることが求められる。

また、社会全体においてD Xが推進される中、本県では、行政内部のデジタル改革も進めているところであり、生成A I等のデジタル技術を効果的に活用しながら、業務の見直しや効率化を推し進め、職員の負担を軽減していくことが必要である。

これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置と必要な人員の確保に努める必要がある。

なお、人事院は本年の報告において、長時間の超過勤務の要因となる業務の上位を占める予算・会計関係業務について、D Xの推進等を各府省や関係部局に要請するとし、また、人事・給与関係業務についても、更なる制度の簡素化やシステム整備等に取り組んでいくとしている。本県においても、上限時間を超えて時間外勤務を命じた業務として、予算、会計、人事又は給与に関する業務を挙げている部署が存在することから、国の取組も参考にして、これらの業務を要因とする時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

イ 代休日の指定等の見直し

人事院は本年の報告において、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合に、職員が、その勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする等の見直しを行うとし、そのための法改正を勧告したところである。

人事院が見直しの理由として挙げている職員の総実勤務時間の減少については、本県においても同様の状況であることから、制度の見直しについて検討を進める必要がある。

ウ 多忙な教職員への対応

教職員の長時間労働の是正は、教育活動の質の維持向上や教員志願者の確保の観点からも非常に重要である。本県教育委員会においては、「学校職員の勤務時間等に関する規則」において、時間外在校等時間の上限時間を定め、「学校における働き方改革推進プラン」（令和8年3月改定）に基づき、多様な支援スタッフの配置拡充や校務DX化の推進など、教員の多忙化解消に向けた取組を行っている。令和7年7月からは、県民等からの問合せにワンストップで対応する千葉県教育庁統一ダイヤルを設置し、教職員の業務効率化と負担軽減を図っている。

教育委員会における令和7年度の調査では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合は全校種の平均で24.5%であり、令和6年度に引き続き減少している。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では、令和7年の改正により、令和11年度までに教職員の1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標として掲げられたところである。また、同法では、各教育委員会が定める教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画において、国の指針に即し、目標を定めることが義務付けられ、本県においては、これに基づき、「学校における働き方改革推進プラン」が令和8年3月に改定されたところである。

引き続き同プランに基づく業務改善に取り組むとともに、時間外在校等時

間の削減目標を着実に達成できるよう、学校又は教職員が担う業務の分担の見直しや学校業務の適正化を更に推し進める必要がある。

また、教職員の健康を確保し、働きやすい環境を整備するためには、教職員の業務量の管理・健康確保措置が不可欠であることから、人事委員会としても、様々な機会を通じて教育委員会と連携を図っていく。

エ 年次休暇の取得促進

知事部局等においては働き方改革取組指針において、計画的な休暇取得が進んでいない職員に対して、1日単位の年次休暇を年5日以上は取得するよう促すとしているところであるが、令和7年度の年次休暇の取得状況を見ると、年5日未満の取得にとどまる職員は令和6年度に比べて減少しているものの、依然として1割以上存在する。

年次休暇の取得は心身の疲労回復や公務能率の向上等に寄与するものであることから、職員が年5日以上の子次休暇を確実に取得できるよう、また、夏季休暇等と合わせた連続休暇を奨励するなど、引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

(2) 職員の健康管理

ア メンタルヘルスに関する取組の充実

令和7年度の本県における長期病休者（1か月以上の療養休暇取得者及び休職者）のうち、精神疾患を理由とする者は、療養休暇取得者では全体の6割以上を、休職者では全体の7割以上を占めている。

任命権者においては、メンタルヘルスプラン等を策定し、職員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる。これらのプランに基づき、専門のカウンセラーによる相談窓口の設置やストレスチェック制度を活用した予防対策等の取組を実施しているところであるが、令和7年度のストレスチェックの結果を見ると、高ストレスと判定された職員（以下「高ストレス者」という。）のうち、医師による面接指導を申し出た者は約6%にとどまっている。心身の不調にいち早く気づき早期の対応につなげるためにも、一人でも多くの高ストレス者が面接指導を受けることが重要である。任命権者においては、面接

指導の申出が少ない原因を分析し、ストレスチェック制度の目的等の周知や面接指導の日程調整への配慮など必要な対策を講じた上で、面接指導の申出を積極的に勧奨することが重要である。

ストレスチェック制度も十分に活用し、メンタルヘルスプラン等に基づき、予防と早期発見、早期対応のための取組をより一層推し進めるとともに、精神疾患による長期病休者については、再発防止のため、一人ひとりの回復過程に沿ったきめ細やかな職場復帰支援を行うことが必要である。

イ 長時間勤務を行った職員への適切な対応

任命権者においては、パソコンの使用時間記録等を活用して、管理職員も含めた職員の勤務時間を把握し、所定の長時間勤務を行った職員に対しては、医師による面接指導を1か月以内に実施することなどとしている。医師による面接指導は過重労働による健康障害防止のために重要であり、適切に実施することが求められるところ、全ての対象職員への実施や所定の期間内の実施が徹底できていない状況にある。

任命権者や所属長は、対象職員が所定の期間内に面接指導を確実に受けられるよう、日程調整への配慮や十分な体制整備を行う必要がある。

また、任命権者においては、管理監督者が時間外勤務を命じる場合に、職員が勤務間のインターバルを確保できるよう努めることとし、取組の周知等を行っている。勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であり、時間外勤務の縮減にも寄与するものであることから、引き続き、勤務間のインターバル確保に向けた取組を進めていく必要がある。

ウ 安全衛生管理体制の充実等

任命権者においては、50人未満の事業場についても産業医を選任するなど安全衛生管理体制の整備に努めてきたところであるが、県立学校等において、事業場ごとに設置される衛生委員会の開催や産業医による職場巡視が法令に定める基準を満たしていない事業場がある。産業医と連携を図るとともに、衛生委員会の適切な運営、産業医による職場巡視の確実な実施などにより、

職員が健康で安全に働くことのできる職場環境づくりを進めていく必要がある。

(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現

ア 仕事と家庭の両立支援

任命権者においては、「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」などにに基づき、仕事と家庭の両立支援に関する各種の取組を行っている。

知事部局等のプランでは、男性職員の育児休業取得率の数値目標は100%とされ、取得日数の目標は2週間以上の取得率が85%とされている。

令和7年度の知事部局等における男性職員の育児休業取得率[※]は100.4%、取得日数が2週間以上の育児休業取得は95%であり、いずれもプランで定める数値目標を達成した。任命権者においては、引き続き、職員が安心して育児休業等を取得できるよう育児休業等に対する理解促進や代替職員の確保など、勤務環境の整備を行う必要がある。

また、介護を要する家族を抱える職員が安心して看護休暇等を取得できることが重要であるため、所属長等の管理監督者をはじめとした職員が、介護や休暇制度についての理解を深められるよう、休暇制度等について分かりやすく情報提供するとともに、職員間での業務に関する情報の共有化などの取組を引き続き推進していくことが必要である。

※当該年度に新たに育児休業を取得した職員数（当該年度以前に育児休業の取得が可能となった職員を含む）／当該年度に新たに育児休業の取得が可能となった職員数

イ 多様で柔軟な働き方の推進

テレワークやフレックスタイム制などの多様で柔軟な働き方は、育児や介護、障害等の事情を有する職員に限らず、全ての職員にとって個々の状況に応じた働き方の選択を可能とし、多様な人材の能力発揮が期待できるものである。

知事部局等では、令和6年6月から選択的週休3日も可能なフレックスタイム制を導入したほか、令和7年4月から休憩時間を柔軟化しており、通知等において、これらの制度やテレワーク等、各種制度を活用しやすい環境の

整備を図っている。

県立学校においても、児童、生徒のいない長期休業期間中の時差出勤及び在宅勤務について、令和7年度から導入し、教職員が多様で柔軟な働き方ができるよう環境整備に取り組んでいる。

任命権者は引き続き、職員の多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職員が様々な勤務時間等で働くことにより、行政サービスや公務能率の低下が生じることのないよう、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に管理し、職員間でも把握・共有できる体制を整備することが必要である。

なお、人事院は本年の報告において、フレックスタイム制の更なる柔軟化のため、1日の最短勤務時間を見直すとともに、コアタイムを設定しないことも可能とする見直しを行うとしている。本県においても、こうした国の取組を注視していく必要がある。

ウ 新たな無給休暇の導入

人事院は本年の報告において、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、年間7日の休暇日数を付与する「無給休暇」を新設するとし、そのための法改正を勧告したところである。

人事院が無給休暇を新設することとした理由等も踏まえ、本県においても、新たな無給休暇の導入について検討を進める必要がある。

エ 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備

障害のある職員については、「第2期千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」（令和7年4月策定）等に基づき、任命権者において職場環境の整備に取り組んでいるところであり、引き続き、障害のある職員が能力や適性を十分発揮して働き続けられるような環境の整備を進めていくことが重要である。

(4) ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、職場環境を悪化させ、心身の健康を害することなどで公務能率低下の要因となるものである。

近年の本委員会における苦情相談の状況を見ると、ハラスメントなどの人間関係に関する相談の割合が最も高くなっている。

任命権者においては、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策に関する要綱に基づく相談窓口の設置や周知のほか、研修や職員アンケート等による意識啓発に取り組んできた。また、カスタマーハラスメントについても、組織として毅然とした対応を行えるよう、知事部局等では対応マニュアルを整備している。

任命権者においては、カスタマーハラスメントの状況を把握するとともに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、令和8年10月1日からカスタマーハラスメントの防止措置が義務化されたことから、マニュアルの周知や研修の実施等により職員の理解を深め、カスタマーハラスメントの防止のための取組を一層推進していく必要がある。

職員が安心して働くことができる職場環境を確保するためには、全ての職員がハラスメントに関する十分な理解と認識を持ち、その防止に努めることが重要であることから、今後も、研修や職員アンケート等による職員への意識啓発を継続的に実施するとともに、所属長等の管理監督者においては、適切なコミュニケーションによる風通しの良い職場環境の醸成に一層努めるほか、ハラスメントに関する問題が生じた場合には適切に対処するなど、ハラスメントのない職場づくりを引き続き推進する必要がある。

4 コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底について、知事部局等では、「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度定め、職員のモラルの維持向上、信用失墜行為の防止の観点から、職務別研修や職場内研修等を実施し、また、適正な事務執行の確保のため、職員が自己の職務の執行について定期的な点検等を実施している。さらに、本県では「千葉県職員倫理条例」に基づきコンプライアンスの徹底に一層努めており、令和7年1月には「千葉県

職員倫理規則」を改正し、自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合、自己の飲食に要する費用の金額にかかわらず事前に届出を行うこととしたところである。

これらの取組を実施しているにもかかわらず、飲酒運転や児童生徒性暴力等で職員が処分されるなど、不祥事が後を絶たず、県民の信頼や公務全体への信用が大きく損なわれる事態が続いている。

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを十分に自覚するとともに、高い使命感と倫理観を持ち、県民の信頼に応える行動をすることが肝要であり、そのために、任命権者においては、より一層、厳正な服務規律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組む必要がある。また、不正が発生しないための仕組みづくりや、不正に気付いた際に通報・相談できる窓口の周知などの取組も必要である。

5 高年齢職員の能力及び経験の活用

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

そのため、高年齢職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、令和5年4月から段階的に65歳まで定年引上げを行っているところである。

定年の段階的引上げに伴い、高年齢職員が今後増加していく中で、任用に当たっては、その能力や経験を活用して班長等に配置し、高年齢職員が有する知識・技術の継承を通じた若年層職員の育成や組織活力の維持向上を図ることなどにより、県庁全体が組織のパフォーマンスを最大限発揮することで、公務能率や県民サービスの向上につなげていくことが求められる。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

給与等に関する報告資料の説明	4
----------------	---

1 令和8年人事統計に関する報告

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	8
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	9
第3表 職員の平均給与月額等	10
第4表 職員の扶養手当の支給状況	12
第5表 職員の管理職手当の支給状況	12
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	12
第7表 職員の住居手当の支給状況	13
第8表 職員の通勤手当の支給状況	13
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	14
第10表 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	35
第11表 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」 附則第32項により給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員	36

2 令和8年職種別民間給与実態調査

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第13表 民間における初任給の改定状況	38
第14表 職種別、学歴別初任給	39
第15表 民間における住宅手当の支給状況	40
第16表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	41
その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況	41
その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	41
第17表 民間における特別給の支給状況	42
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第19表 民間における給与改定の状況	43
第20表 民間における定期昇給の実施状況	43
第21表 民間における定年制の状況	44

第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	44
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1	給与比較の対象職種	45
その2	給与比較の対象外職種	57
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	58

3 職員給与と民間給与との比較

第25表	職員給与と民間給与との比較	60
------	---------------	----

4 生計費関係

令和8年4月の標準生計費算定方法	62
第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）	62

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 令和8年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、令和8年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部人事課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 令和8年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。調査期間は次のとおりである。

令和8年4月22日（水）～同年6月16日（火）

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,663事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により24層（うち千葉市9層、その他県内地域15層）に層化し、これらの層から329事業所（うち千葉市88事業所、その他県内地域241事業所）を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は273事業所で、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調 査 事 項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

国内異動における手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個 人 票

職種別、年齢別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係722人（行政職に相当する調査実人員677人）、初任給関係以外の調査職種11,830人（行政職に相当する調査実人員10,617人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は111,423人であり、行政職に相当するものは、78,323人である。）

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（調査の状況）

調査対象事業所	1,663事業所
標本事業所	329事業所
調査の完結した事業所	273事業所（調査完了率84.0%）
調査実人員	12,552人 （ 初任給関係 722人 初任給関係以外の調査職種 11,830人 ）

第3 職員給与と民間給与との比較

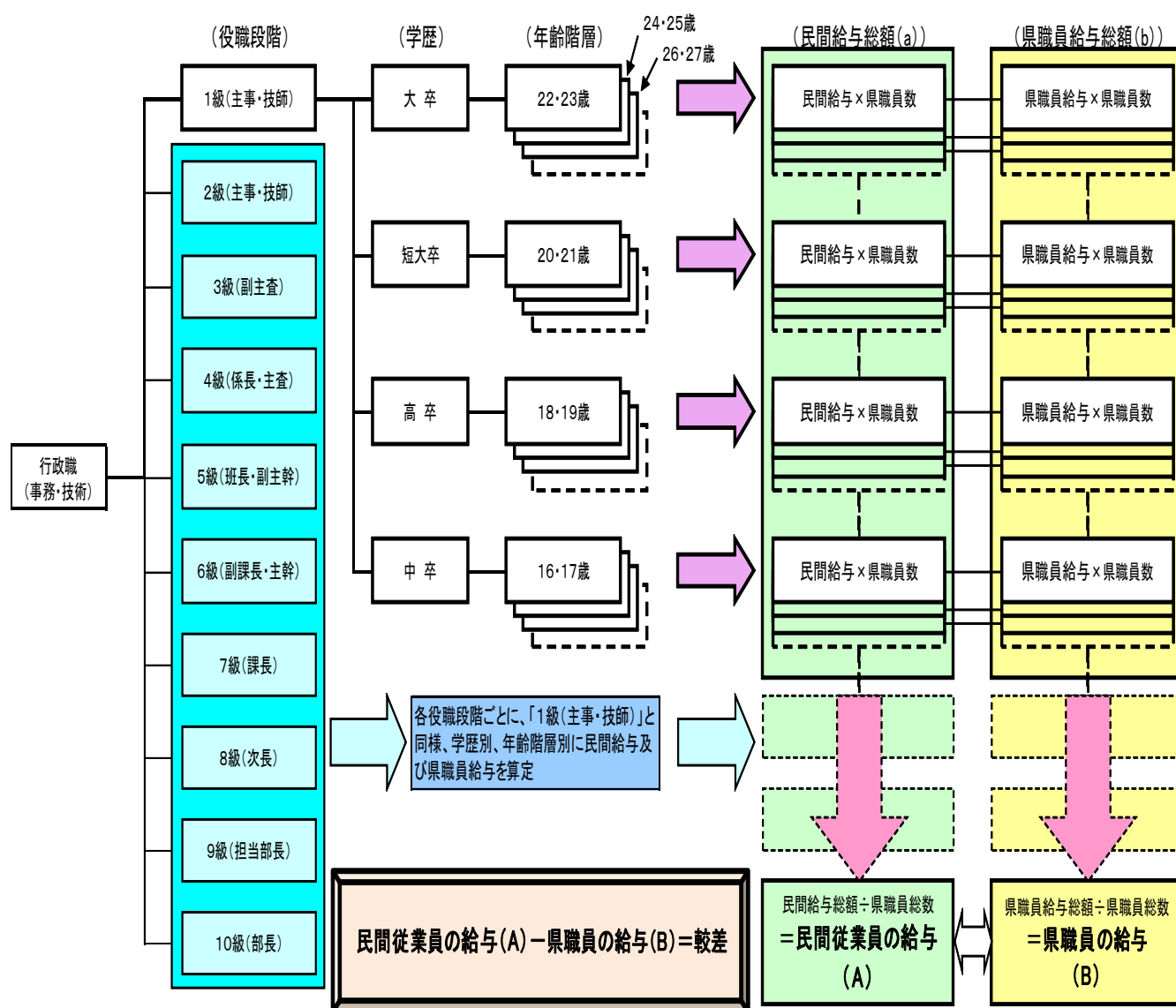
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレース方式により比較した。

< 参考 >

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



令和 8 年人事統計に関する報告
(職 員 給 与 関 係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和8年人事統計に関する報告)

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表		人	歳	年
		52,573	38.1	15.7
一 般 職 員	行 政 職 給 料 表	10,021	38.4	16.3
	研 究 職 給 料 表	370	41.6	17.3
	医 療 職 給 料 表 (一)	16	57.0	31.6
	医 療 職 給 料 表 (二)	461	40.4	16.0
	医 療 職 給 料 表 (三)	241	38.8	15.1
	海 事 職 給 料 表	32	43.8	23.0
	福 祉 職 給 料 表	306	33.1	10.5
	特定任期付職員給料表	5	53.0	—
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—
	第2号任期付研究員給料表	0	—	—
	計	11,452	38.5	16.2
教 育 職 員	教 育 職 給 料 表 (一)	85	49.4	24.4
	教 育 職 給 料 表 (二)	30,213	38.0	14.9
	計	30,298	38.0	15.0
警 察 官	公 安 職 給 料 表	10,823	38.1	17.3

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第32項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第10表までにおいて同じ。)

4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(以下第2表、第9表、第10表及び第11表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(令和8年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	78.4	6.8	14.8	0.0	57.2	42.8
行政職給料表	100.0	64.4	12.5	23.0	0.1	60.9	39.1
研究職給料表	100.0	97.0	1.1	1.9	－	71.1	28.9
医療職給料表(一)	100.0	100.0	－	－	－	62.5	37.5
医療職給料表(二)	100.0	87.2	12.8	－	－	35.4	64.6
医療職給料表(三)	100.0	76.3	23.7	－	－	11.6	88.4
海事職給料表	100.0	15.6	56.3	28.1	－	96.9	3.1
福祉職給料表	100.0	65.4	27.8	6.5	0.3	33.3	66.7
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	－	－	－	100.0	－
第1号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
第2号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
教育職給料表(一)	100.0	83.5	15.3	1.2	－	35.3	64.7
教育職給料表(二)	100.0	94.3	5.3	0.4	－	46.2	53.8
公安職給料表	100.0	46.5	4.3	49.1	0.1	86.5	13.5

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職 員 の 区 分	年 月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
一般職員	年 月	人	歳	年	円	円
	07. 4	11,286	38.6	16.3	319,244	6,028
	08. 4	11,452	38.5	16.2	329,806	6,333
うち 行政職員	07. 4	9,922	38.5	16.5	316,045	6,075
	08. 4	10,021	38.4	16.3	326,214	6,376
教育職員	07. 4	30,118	38.1	15.1	364,189	6,635
	08. 4	30,298	38.0	15.0	380,176	7,350
警 察 官	07. 4	10,820	37.9	17.1	346,553	11,790
	08. 4	10,823	38.1	17.3	358,972	12,393
計	07. 4	52,224	38.2	15.8	350,822	7,572
	08. 4	52,573	38.1	15.7	364,838	8,167

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警
職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)
- 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
- 3 給料の月額には、給料の調整額及び教職調整額が含まれており、その他は、第一種初任給調整手当、単身

(令和8年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,633	30,941	7,524	1,492	374,862	
9,481	31,934	7,699	1,519	386,772	103.2
10,015	30,632	7,443	1,349	371,559	
9,722	31,576	7,645	1,377	382,910	103.1
4,559	34,546	7,054	5,771	422,754	
4,407	36,069	7,064	5,568	440,634	104.2
2,181	33,182	5,396	289	399,391	
2,216	34,381	5,635	247	413,844	103.6
5,163	33,484	6,812	3,711	407,564	
5,061	34,821	6,908	3,591	423,386	103.9

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(令和8年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	うち 扶養親族である子を 有するもの	うち 子以外の扶養親族を 有するもの
1人	6,446 人	6,147 人	299 人
2人	7,898	7,849	102
3人	2,383	2,382	48
4人	284	284	18
5人	37	37	7
6人以上	6	6	1
計	17,054	16,705	475

手当受給者1人当たり 平均手当月額	25,176円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(令和8年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員			
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 31	人 160	人 423	人 1,866	人 25	人 1,207	人 54	人 152	人 3,918	円 67,915

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和8年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 82	人 9	人 1	人 2	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 95	円 31,768

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和8年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		13,568 人
手当月額 11,000円未満の受給者	11,000円以上28,000円未満の受給者	13
	11,000円以上28,000円未満の受給者	4,145
	28,000円の受給者	9,410
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		26,766 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額
	2 人	13,250 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(令和8年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交 通 機 関 等 の み 利 用 者	14,761 人
	交 通 用 具 の み 使 用 者	32,284
	交通機関等・交通用具併用者	1,478
	小 計	48,523
非 受 給 者		4,050
計		52,573
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		12,124 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		10,401

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(令和8年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								5		
2								10		
3								9		
4			1					29	1	3
5			1	1				11		4
6			1			1		20	7	1
7		2	2					9	1	
8		4	5							
9	55	72	41	2						
10	2	43	26				1			
11	4	30	30				2			
12	4	19	19							
13	71	68	37	1						
14	5	68	39				1			
15	8	45	37				28			
16	6	30	40	7			46			
17	79	85	37	6			16			
18	13	66	35	7	1		7			
19	9	71	46	12			27			
20	14	55	41	23			26			
21	108	80	54	12		1	14			
22	18	62	49	17	2		5			
23	16	69	56	18	2		11			
24	7	60	68	31	2		18			
25	76	94	71	19	1		15			
26	19	89	58	13	2		4			
27	25	73	81	24	4		6			
28	7	63	54	28	4		11			
29	235	61	66	21	7		11			
30	27	50	66	26	7		4			
31	50	54	64	24	8		4			
32	22	44	62	22	11		5			
33	207	45	56	24	11	1	3			
34	43	37	56	34	7	2	7			
35	43	35	62	23	5	3	1			
36	16	31	46	38	7	2	2			
37	151	23	53	17	12	3	3			
38	69	18	45	37	7	5	1			
39	63	21	37	22	12	17	1			
40	36	17	54	20	14	25				
41	86	15	41	23	10	64	1			
42	53	5	29	26	14	43				
43	56	9	46	28	19	51				
44	21	6	35	27	13	51				
45	55	4	23	21	16	34	1			
46	20	2	35	34	23	29				
47	26	1	23	14	20	53				
48	17	2	20	34	20	33				
49	22		15	25	16	32				
50	7	1	20	14	18	22				
51	18		19	20	13	50				
52	13	1	18	29	27	41				
53	16		10	21	16	22				
54	6		8	20	24	19				
55	12	1	7	20	13	21				
56	8		13	23	22	23				
57	17		13	17	18	15				
58	1		16	18	23	17				
59	10	1	6	9	28	25				
60	13		7	9	22	15				
61	11		6	4	20	24				
62	12	1	6	12	22	17				
63	8		5	6	24	14				
64	3		5	4	25	13				
65	8		5	8	20	10				
66	4		5	11	26	10				
67	8		4	6	19	12				
68	8		3	9	27	11				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
69	10		5	8	20	5					
70	5	1	4	11	25	4					
71	5		5	2	21	4					
72	7		7	12	32	1					
73	4		6	6	27	17					
74	1		7	7	41						
75	5		2	4	43						
76	4		6	8	43						
77	5		1	7	36						
78	4		2	11	46						
79	3			9	40						
80	2		3	3	48						
81	3		2	7	42						
82	4			7	39						
83	1			9	32						
84	2		3	9	35						
85	2		1	7	204						
86	3			9							
87	2		1	9							
88	3			17							
89	3		3	107							
90	1										
91	2		1								
92	1		1								
93	49										
94			1								
95			2								
96			2								
97											
98											
99			1								
100											
101			1								
102											
103											
104			1								
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全 級
人員計	人 2,178	人 1,734	人 2,107	人 1,290	人 1,458	人 862	人 282	人 82	人 20	人 8	人 10,021
級別構成比	% 21.7	% 17.3	% 21.0	% 12.9	% 14.6	% 8.6	% 2.8	% 0.8	% 0.2	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 241,440	円 268,760	円 310,945	円 371,762	円 401,991	円 421,185	円 450,348	円 489,910	円 545,955	円 587,663	円 325,175
平均年齢	歳 26.1	歳 29.8	歳 36.5	歳 45.0	歳 50.6	歳 53.3	歳 55.3	歳 56.7	歳 56.4	歳 57.4	歳 38.4

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 人員計1の号給は空欄とした。

3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表

(警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4				2					
5									25
6									7
7									30
8				1					
9								1	
10									
11									
12									
13	105								
14	16								
15	29								
16	57								
17	11								
18	32		2						
19	15								
20	54		2						
21	8		1						
22	18		4						
23	10		1						
24	57	1	7	2					
25	19	2							
26	27	35	12	3					
27	15	18	2						
28	48	150	12	4					
29	126	31	5	2					
30	47	58	14	3					
31	23	33	3	1					
32	206	172	23	2	2				
33	33	32	10	1	1			4	
34	35	85	27	11				1	
35	21	28	20	2				4	
36	15	145	91	4	1			2	
37	8	37	20	5	1			27	
38	11	71	76	13				2	
39	5	36	25	3	1			5	
40	5	141	109	13	2			2	
41	9	41	31	5	1			10	
42	5	57	85	9	3				
43	6	34	30	7			8	8	
44	5	87	96	14	3			3	
45	4	27	26	5	4	1	6	60	
46	1	26	80	18	3	2	8		
47	1	12	27	4	1		20		
48	7	16	104	25	5	1	4		
49		14	30	5	5		8		
50	8	14	68	20	4	1	2		
51	3	4	29	14	4		19		
52	2	15	88	32	4	2	5		
53	1	3	28	27	7	1	7		
54		9	55	59	7	2	4		
55	3	6	43	51	9	2	12		
56	2	3	89	67	15	8	2		
57	1	2	34	49	27	3	7		
58		2	73	58	31	4	4		
59	1	2	42	39	34	5	10		
60		4	73	67	26	11	3		
61	1	2	46	33	38	9	13		
62		2	79	55	40	10	5		
63		1	31	36	37	4	9		
64	1	1	74	58	57	14	2		
65	1		33	36	48	6	8		
66	1	3	74	63	40	15	6		
67			34	31	28	13	3		
68			66	52	29	14	2		
69	1		41	32	50	9	3		
70		2	73	71	39	16	2		
71			37	33	33	9	4		
72		1	42	75	29	14	2		
73			27	35	18	7	8		
74		1	39	75	29	15			
75			25	48	39	9			
76			24	70	24	17			

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
78		1	16	49	22	9				
79			21	86	18	22				
80			8	46	23	40				
81			17	83	15	14				
82			10	59	19	23				
83			7	76	24	13				
84			6	75	23	45				
85			6	100	19	12				
86			3	61	22	115				
87			6	90	25					
88			3	47	19					
89			4	71	23					
90			3	42	257					
91			2	77						
92			1	50						
93			1	60						
94			1	48						
95			1	66						
96			2	46						
97			2	59						
98			1	37						
99				46						
100			1	27						
101			3	27						
102				22						
103				36						
104				25						
105				24						
106				21						
107				27						
108				16						
109				26						
110				18						
111				29						
112				20						
113				22						
114				22						
115				30						
116				22						
117				22						
118				19						
119				31						
120				15						
121				233						
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
									全 級	
人員計	人 1,120	人 1,467	人 2,464	人 3,580	人 1,288	人 517	人 196	人 129	人 62	人 10,823
級別構成比	% 10.3	% 13.5	% 22.8	% 33.1	% 11.9	% 4.8	% 1.8	% 1.2	% 0.6	% 100.0
平均給料月額	円 272,665	円 295,099	円 319,971	円 390,462	円 427,506	円 440,077	円 454,208	円 472,284	円 502,332	円 358,847
平均年齢	歳 22.2	歳 26.7	歳 33.2	歳 43.8	歳 49.5	歳 49.6	歳 52.4	歳 52.4	歳 55.5	歳 38.1

教育職給料表(一)

(大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	助教	講師	准教授	教授
1	人	人	人	人
2				
3				2
4				1
5		1	1	4
6				6
7				5
8				4
9				1
10				1
11				2
12				2
13				
14				
15		1		
16				
17				
18				
19				
20				
21			1	
22				
23	1			
24			1	
25				
26				
27				
28				
29				
30		2		
31	1			
32		2		
33				
34			1	
35	1			
36				
37		1		
38				
39	1			
40				
41	1		2	
42				
43		3	1	
44		1		
45		1	1	
46				
47	1		1	
48				
49				
50		1		
51	1	1		
52				
53			1	
54		1		
55	2		1	
56			1	
57		1		
58				
59				
60				
61			1	
62			1	
63	1			
64	1			
65	2			
66				
67	2	2	1	
68				

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70			1		
71					
72					
73			3		
74	1				
75	1				
76					
77	1				
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86	1				
87					
88					
89					
90					
91					
92	1				
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 20	人 18	人 19	人 28	人 85
級別構成比	% 23.5	% 21.2	% 22.4	% 32.9	% 100.0
平均給料月額	円 356,235	円 408,100	円 456,011	円 524,021	円 444,792
平均年齢	歳 39.7	歳 47.1	歳 52.2	歳 56.0	歳 49.4

教育職給料表（二）

（高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					28
6					38
7		1			103
8					106
9	3	1			68
10		1			51
11		8			77
12	1				79
13		5			58
14		2			47
15		10			58
16					43
17	1	724			26
18		2			24
19		43			15
20		11			18
21		775			18
22		6			12
23	2	94			12
24	1	22	1		6
25	3	790			8
26		15			6
27		86			3
28	1	30	1		
29	4	801			3
30		42	1		
31	1	106			
32		54	2	1	
33	4	788	1		
34		80			
35	2	137	3		
36		71			
37	4	628	2	2	
38	1	136	5		
39		127	1	3	
40	1	94	3	2	
41	3	576	4		
42	2	170	2	1	
43	2	169	4	4	
44	2	119	5	5	
45	3	546	4	10	
46	1	194	4	14	
47	7	177	3	12	
48	1	136	8	16	
49		48	4	18	
50		22	6	26	
51	1	21	6	23	
52	1	442	8	19	
53	3	202	1	29	
54	2	211	7	27	
55	4	204	1	29	
56	3	302	4	35	
57	3	173	3	32	
58	3	306	5	35	
59	8	247	1	37	
60	3	274	8	26	
61	3	200	4	37	
62	2	339	4	29	
63	3	241		28	
64	2	263	2	33	
65		212	2	46	
66	1	330	6	54	
67	1	259	3	43	
68	11	255	3	42	
69	3	34	5	31	
70	3	47	6	37	
71	3	209	4	40	
72	4	299	2	25	
73	4	276	4	27	
74	5	288	3	20	
75	7	243	2	35	
76	5	340	2	43	
77		274	2	21	
78		259	3	20	
79	1	229	1	35	
80	5	340	5	38	
81	7	271	7	14	
82	5	253	2	26	
83	2	237	4	26	
84	5	321	6	18	

身給	職務の級 標準的な 職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
85		人	人	人	人	人
86		9	289	1	11	
87		4	246	5	19	
88	11		224	2	11	
89	3		351	7	12	
90			241	5	22	
91	2		256	2		
92	6		256	3		
93	2		277	4		
94	2		234	3		
95	6		187	2		
96	3		187	6		
97	6		235	5		
98	9		197	25		
99	8		164			
100	3		152			
101	1		135			
102			144			
103			171			
104	10		171			
105	3		208			
106	6		164			
107	5		166			
108	6		192			
109	3		178			
110	2		161			
111	5		174			
112	5		171			
113			145			
114			162			
115			152			
116	6		156			
117	3		132			
118	7		126			
119	7		139			
120	2		136			
121	2		134			
122	3		89			
123	5		98			
124	4		90			
125			101			
126			84			
127			84			
128	1		78			
129	3		87			
130	2		76			
131	3		92			
132	1		93			
133			96			
134	3		66			
135	3		63			
136	1		54			
137			65			
138	1		67			
139	1		54			
140	1		59			
141			68			
142	2		50			
143	2		55			
144			75			
145			59			
146	1		75			
147	1		68			
148	1		67			
149	2		78			
150	2		88			
151			92			
152	2		95			
153			115			
154			139			
155			162			
156			189			
157	1		231			
158			229			
159	1		204			
160	1		182			
161	3		558			
						全 級
人員計	人	人	人	人	人	人
	361	27,436	260	1,249	907	30,213
級別構成比	%	%	%	%	%	%
	1.2	90.8	0.9	4.1	3.0	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円
	310,036	354,268	414,386	444,666	464,535	361,304
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	39.1	36.8	45.4	48.3	56.4	38.0

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額を含む。

研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級 技師	2 級 研究員	3 級 上席研究員	4 級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5 級 所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		6	2	1	
6			4		4
7			1		1
8					1
9		4	10		1
10		2	6		
11		1	5		
12		1	2		
13		5	1		
14		1	2		
15			2		
16			2		
17		4	3		
18		4	1		
19		2	6		
20			3		
21		5	4		
22		2	4		
23		1	2		
24			1		
25			2		
26			3		
27		10	2		
28			2		
29		2	5	1	
30		2	1	1	
31		3	3	2	
32			3	3	
33		1	3		
34		3	3	1	
35		3	4	1	
36		1	1		
37			1		
38		2	3		
39		2	3	1	
40		1	5	2	
41		3	1	1	
42			3	1	
43			3	4	
44			3	1	
45		2	4		
46		2		1	
47		1	2		
48			2		
49					
50		1	5	3	
51			4	1	
52			3	3	
53			2	3	
54		1		2	
55		1	5	4	
56		1		3	
57		2		2	
58				1	
59			5	1	
60			1	1	
61		1			
62			2	1	
63			1	1	
64			4	4	
65			1	58	
66			2		
67					
68			1		

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70			1			
71			2			
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78			1			
79						
80			1			
81			6			
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109		1				
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全 級
人 員 計	人 1	人 84	人 170	人 109	人 6	人 370
級別構成比	% 0.3	% 22.7	% 45.9	% 29.5	% 1.6	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 298,408	円 380,246	円 455,879	円 522,433	円 386,002
平均年齢	歳 X	歳 28.7	歳 39.8	歳 53.5	歳 58.3	歳 41.6

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		1		4
6				3
7				
8				2
9				
10		1		1
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50			1	
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57			1	
58				
59				
60				

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
61	人	人	人	人	
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			1		
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					全 級
人員計	人 －	人 2	人 4	人 10	人 16
級別構成比	% －	% 12.5	% 25.0	% 62.5	% 100.0
平均給料月額	円 －	円 430,550	円 544,350	円 591,350	円 559,500
平均年齢	歳 －	歳 33.5	歳 51.3	歳 64.0	歳 57.0

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								2
3								
4								
5		3						
6								
7								
8								
9		8						
10								
11		1						
12								
13		4						
14								
15								
16					2	1		
17		11				1		
18		1						
19		2	1	1	1			
20		1						
21		10	4	1	1			
22			2	2	1			
23			1	2	1			
24		3			1	1		
25	3	5	1	3	1	1		
26		1	2	1	1	3		
27	2	1	2	1	1	1		
28			4	2	1	2		
29	3	7	2	1	1			
30		7	4	2	2	1		
31		4	1	1	3	3		
32	1	3	1	5	1	5		
33	1	4		5	7	2		
34		2	2	1	5	1		
35		1	1	4	1	1		
36		3	1	4				
37		3		2	1	3		
38		2	1	4	1	3		
39	1	3	2	2	5	4		
40		3	1	3	3	1		
41		4	1		2	2		
42			1		1	3		
43	1	2	1	4		2		
44		2	1	3	2	1		
45		1		3	2	1		
46				2	4	2		
47		3		1	1	1		
48	1	1	1	1	1			
49	2			3	2	2		
50				3	3	1		
51		1		3	2	2		
52			1	3	4	1		
53		4	2	1	2	4		
54					1	3		
55		1		2	2			
56		1		2	1	4		
57					2	1		
58	1			1				
59				1	1			
60		1			2	2		
61						39		
62				2				
63		1		1				
64				1	1			

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66									
67									
68									
69									
70									
71									
72									
73									
74				1	1				
75				1	1				
76									
77					11				
78									
79				2					
80									
81									
82									
83				1					
84									
85	2								
86									
87									
88				1					
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
									全 級
人員計	人 18	人 115	人 41	人 90	人 90	人 105	人 -	人 2	人 461
級別構成比	% 3.9	% 25.0	% 8.9	% 19.5	% 19.5	% 22.8	% -	% 0.4	% 100.0
平均給料月額	円 249,861	円 267,973	円 300,149	円 334,437	円 382,666	円 420,809	円 -	円 492,200	円 341,278
平均年齢	歳 30.3	歳 28.9	歳 34.6	歳 40.4	歳 45.8	歳 51.9	歳 -	歳 58.5	歳 40.4

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		6					
18		1					
19							
20							
21		13					
22			1				
23							
24		1					
25		5		1			
26		1		1			
27							
28		1		1		1	
29		7				1	
30		3	1	1			
31		2				1	
32		1	1	1		4	
33		5	2	1		2	
34		1		2		3	
35		2	1	2			
36		1		2		1	
37		8					
38		2		2			
39		2	1	1	1		
40		1			1	1	
41		2	1	3			
42		1					
43		1		1			
44		2				1	
45		3				1	
46		4					
47		1		2			
48		2	2	1			
49		2		1			
50		3					
51		2			2		
52		1		1			
53		2	1				
54				3	2		
55			1	2			
56		1		2			
57			1	3			
58				3			
59				1			
60		2			1		
61				2			
62		5		1	1		
63		1		1			
64				3			
65		1		2	2		
66		1			1		
67				3			
68		3		3	3		
69				1	1		
70		1					
71				1			
72			1	1			
73					2		
74		1					
75				2	1		
76							
77		1					
78		2					
79				1			
80							

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
81	人	人	人	人	人	人	人	
82		1		1				
83				2				
84		1						
85					5			
86		1		1				
87								
88								
89				2				
90				1				
91				1				
92								
93		1						
94								
95								
96		1						
97								
98								
99								
100								
101		1		1				
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108		1						
109				3				
110		1						
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
								全 級
人 員 計	- 人	116 人	14 人	71 人	23 人	16 人	1 人	241 人
級別構成比	- %	48.1 %	5.8 %	29.5 %	9.6 %	6.6 %	0.4 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	292,908 円	319,107 円	356,732 円	398,978 円	430,656 円	X 円	333,199 円
平均年齢	- 歳	30.4 歳	38.9 歳	44.6 歳	51.7 歳	53.6 歳	X 歳	38.8 歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

海 事 職 給 料 表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13			1	1	
14			1		
15			1		
16				1	
17				1	
18					
19				1	
20					
21			1		
22			1		
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29				1	
30					
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41	1				
42					
43					
44					
45				1	
46					
47					
48					
49					
50					
51	1				
52					
53	1				
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61				1	
62					
63					
64				1	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66						
67				1		
68						
69			1	1		
70						
71						
72				1		
73						
74						
75						
76				1		
77				2		
78						
79						
80						
81				6		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97			1			
						全 級
人員計	人 3	人 1	人 7	人 20	人 1	人 32
級別構成比	% 9.4	% 3.1	% 21.9	% 62.5	% 3.1	% 100.0
平均給料月額	円 298,400	円 X	円 366,243	円 437,540	円 X	円 406,194
平均年齢	歳 29.0	歳 X	歳 37.0	歳 48.0	歳 X	歳 43.8

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福 祉 職 給 料 表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級
見給	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		2				
10		1				
11		3				
12		4				
13		4				
14		2	1			
15	4	3				
16		3				
17	1	2				
18		6				
19	2	4	1			
20		2				
21		1	1			
22		3	1			
23	9		2			
24	3	3	1			
25	25	5	1			
26	1	1				
27	7	4	2			
28	1	1	1			
29	13	2	1			
30	3	4	2			
31	1	2	2			
32	3		3			
33	5	3	2			
34	4		2	1		
35	6	3	2			
36	2	3	1			
37	2	6		1		
38	6			2		
39	1	2		1		
40	3	1	1	2		
41	1	2	4			
42		1		2		
43	3		1			
44	1	1	1	2		
45	1		2			
46	1		1	2		
47	1	1		2		
48		2				
49			1			
50	1	1				
51				1		
52		1		1		
53	1		1			
54	2			2		
55			1			
56	1		3			
57	1			2		
58				2		
59	2					
60			1			
61				1		
62						
63	1					
64						
65				1		
66	1		1	1		
67			1	1		
68			1			
69			1	1		
70	1		2	1		
71						
72						
73			1			
74			1			
75						
76						
77			1	2		
78						
79			1			
80			1			

職務の級 標準的な職務 昇給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	
81							
82							
83			1				
84							
85							
86							
87							
88			1	1			
89			3	4			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全 級
人員計	人 121	人 89	人 59	人 36	人 1	人 -	人 306
級別構成比	% 39.5	% 29.1	% 19.3	% 11.8	% 0.3	% -	% 100.0
平均給料月額	円 250,781	円 291,519	円 339,944	円 393,347	円 X	円 -	円 297,149
平均年齢	歳 25.0	歳 30.9	歳 43.4	歳 48.5	歳 X	歳 -	歳 33.1

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	1
5	3
6	
7	
人員計	5

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員 (令和8年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	人 157	人	人	人	人	人 74	人 74	人 1	人	人	人	人
	研究職給料表	25			8	17							
	医療職給料表(二)	7					1	6					
	医療職給料表(三)	2			1	1							
	海事職給料表	1				1							
	福祉職給料表	1			1								
教育職員	教育職給料表(二)	1,282	1	1,211		5	65						
警察官	公安職給料表	62				15	24	22	1				
給料表計		1,537											
60歳		0											
61歳		0											
62歳		538											
63歳		541											
64歳		458											

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員 (令和8年人事統計に関する報告)

給料表		級											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
一般職員	行政職給料表	人 102	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	研究職給料表	2			1	1							
	医療職給料表(二)	4					1	3					
	医療職給料表(三)	1				1							
	海事職給料表	0											
	福祉職給料表	0											
教育職員	教育職給料表(二)	336		336									
警察官	公安職給料表	0											
給料表計		445											
60歳		54											
61歳		58											
62歳		91											
63歳		117											
64歳		125											

第11表 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第32項により
給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員

(令和8年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	190	1		1	18	170					
	研究職給料表	21			1	20						
	医療職給料表(二)	9					2	7				
	医療職給料表(三)	10					10					
	海事職給料表	1				1						
	福祉職給料表	2				2						
教育職員	教育職給料表(二)	1,083	2	910	38	10	123					
警察官	公安職給料表	134				46	46	42				
給料表計		1,450										
	60歳	736										
	61歳	714										
	62歳	0										
	63歳	0										
	64歳	0										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

令和 8 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査
(民 間 給 与 関 係)

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
産 業 計	事業所 273	事業所 68	事業所 36	事業所 54	事業所 115
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業、建 設 業	17	3	4	2	8
製 造 業	83	13	15	15	40
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	69	18	5	22	24
卸 売 業、小 売 業	21	5	2	6	8
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	12	4	3	1	4
教 育、学 習 支 援 業、 医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	71	25	7	8	31

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が52所あった。
- 2 調査対象事業所329所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた325所に占める調査完了事業所273所の割合(調査完了率)は、84.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項 目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
	%	%	%	%	%
大 学 卒	30.5	(80.9)	(19.1)	(—)	69.5
高 校 卒	12.9	(79.7)	(20.3)	(—)	87.1

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	260,568 円
	短 大 卒	229,379
	高 校 卒	216,879
新 卒 事 務 員	大 学 卒	261,598
	短 大 卒	※ 220,300
	高 校 卒	206,991
新 卒 技 術 者	大 学 卒	256,954
	短 大 卒	236,938
	高 校 卒	225,432
新 卒 研 究 員	大 学 卒	—
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	※ 199,900
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	X
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 237,525
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	57.9 %
支 給 し な い	42.1
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	28,000円以上29,000円未満

第16表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
86.9	63.1	59.9	13.1

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
	%	%	%	%	%	回	
85.2	(8.7)	(49.6)	(5.8)	(24.9)	(11.0)	18.0	14.8

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、
()内は当該事業所を100とした割合である。

第17表 民間における特別給の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A 1）	428,662 円
	上半期（A 2）	443,135
特別給の支給額	下半期（B 1）	970,418
	上半期（B 2）	1,084,627
特別給の支給割合	下半期（B 1 / A 1）	2.26 月分
	上半期（B 2 / A 2）	2.45
	年 間	4.71

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.65月である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

部 長 級 (非役員)		課 長 級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
49.5 %	50.5 %	49.7 %	50.3 %	57.0 %	43.0 %

第19表 民間における給与改定の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベース改定 中止	ベースダウン 実施	ベース改定 の慣行なし
課 長 級	66.1 %	3.4 %	0.2 %	30.3 %
係 員	73.4	2.6	0.2	23.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項目		定期昇給制度あり					定期昇給制度なし
役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
		増額	減額	変化なし			
課長級	78.8%	78.8%	19.1%	4.5%	55.2%	21.2%	
係員	91.5%	91.5%	22.8%	4.3%	64.4%	8.5%	

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。

第21表 民間における定年制の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	%	%	%
100.0	58.3	41.7	-

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

区分 \ 項目	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
	%	%	%
課 長 級	48.9	30.8	51.1
非 管 理 職	45.3	28.2	54.7

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第23表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和8年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
75.5	75.3

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	28	52.0	801,234	3,207	798,027	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表2企業規 模500人以上、 本表3企業規 模100人以上 500人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	17	51.2	896,575	25	896,550		
	短 大 卒	2	55.9	828,687	159	828,528		
	高 校 卒	9	52.5	590,901	10,881	580,020		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	27	53.9	876,214	4,612	871,602	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	19	53.4	838,268	35	838,233		
	短 大 卒	3	56.8	872,747	33,371	839,376		
	高 校 卒	5	53.9	1,012,417	3,925	1,008,492		
	中 学 卒	—	—	—	—	—	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職(取締役 兼任者を除 く。)	同 上
	事 務 部 長	350	52.6	689,697	4,994	684,703		
	大 学 卒	261	52.5	714,222	3,097	711,125		
	短 大 卒	27	53.9	686,511	12,982	673,529		
	高 校 卒	60	52.8	587,305	6,803	580,502		
	中 学 卒	2	49.3	604,147	77,901	526,246	同 上	同 上
	技 術 部 長	190	53.9	761,232	2,272	758,960		
	大 学 卒	139	53.5	789,482	2,842	786,640		
	短 大 卒	18	55.3	691,177	287	690,890		
	高 校 卒	32	54.8	681,055	902	680,153		
	中 学 卒	X	X	X	X	X	{ 上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長―課長 間)	同 上
	事務部次長	137	51.4	628,624	2,948	625,676		
	大 学 卒	100	51.3	664,634	132	664,502		
	短 大 卒	13	50.4	522,296	10,250	512,046		
	高 校 卒	23	52.2	548,522	10,201	538,321		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長―課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	88	53.5	665,512	1,842	663,670	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	54	52.9	695,263	2,456	692,807		
	短 大 卒	14	54.7	667,203	150	667,053		
	高 校 卒	20	54.5	589,875	1,360	588,515		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	834	48.9	616,204	14,002	602,202	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	569	47.9	642,063	15,458	626,605		
	短 大 卒	69	49.9	563,942	13,263	550,679		
	高 校 卒	190	51.5	554,655	8,934	545,721		
	中 学 卒	6	51.2	515,976	35,144	480,832		
	技 術 課 長	563	49.2	670,542	13,634	656,908	同 上	同 上
	大 学 卒	350	48.4	687,158	9,722	677,436		
	短 大 卒	59	49.7	619,504	10,531	608,973		
	高 校 卒	153	51.1	653,993	24,428	629,565		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	426	48.2	630,952	35,823	595,129	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	318	47.3	651,773	34,523	617,250		
	短 大 卒	45	51.0	563,538	41,970	521,568		
	高 校 卒	63	52.1	548,006	39,630	508,376		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	352	47.6	611,588	21,609	589,979	同 上	同 上
	大 学 卒	228	45.7	635,007	14,915	620,092		
	短 大 卒	56	51.9	588,939	20,189	568,750		
	高 校 卒	68	51.2	533,239	52,699	480,540		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

(注) 「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 978	歳 43.9	円 522,405	円 69,013	円 453,392	{ 係の長及び係長級 専門職	{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満の対応級欄 参照
	大 学 卒	612	41.6	542,506	78,146	464,360		
	短 大 卒	113	48.5	479,295	41,022	438,273		
	高 校 卒	249	48.6	485,020	56,118	428,902		
	中 学 卒	4	48.4	404,288	7,905	396,383		
	技 術 係 長	655	44.2	603,289	80,932	522,357	同 上	同 上
	大 学 卒	358	42.1	606,771	70,458	536,313		
	短 大 卒	61	45.7	595,565	97,879	497,686		
	高 校 卒	232	47.9	600,201	96,174	504,027		
	中 学 卒	4	44.5	494,916	68,166	426,750		
	事 務 主 任	594	40.9	452,477	59,240	393,237	{ 係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	同 上
	大 学 卒	358	38.5	471,170	61,391	409,779		
	短 大 卒	60	46.7	412,053	48,701	363,352		
	高 校 卒	174	44.0	425,862	56,991	368,871		
	中 学 卒	2	46.3	433,718	133,986	299,732		
	技 術 主 任	456	43.6	542,856	78,653	464,203	同 上	同 上
	大 学 卒	219	41.7	543,163	67,756	475,407		
	短 大 卒	47	43.4	519,719	81,427	438,292		
	高 校 卒	188	45.9	548,731	90,724	458,007		
	中 学 卒	2	53.7	526,477	135,912	390,565		
	事 務 係 員	2,910	39.5	390,405	49,419	340,986		同 上
	大 学 卒	1,573	35.6	403,564	54,588	348,976		
	短 大 卒	376	44.7	372,449	34,281	338,168		
	高 校 卒	952	44.2	373,883	45,960	327,923		
	中 学 卒	9	52.4	435,436	101,049	334,387		

(注) 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技 術 係 員	2,029	37.4	451,801	76,166	375,635		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満の対応級欄 参照
	大 学 卒	1,047	34.5	456,976	82,007	374,969		
	短 大 卒	216	36.7	431,291	65,141	366,150		
	高 校 卒	757	42.0	450,902	71,027	379,875		
	中 学 卒	9	49.1	374,617	42,782	331,835		

2 企業規模500人以上

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	20	51.7	879,366	76	879,290	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長（取 締役兼任者を除 く。）	行政職 9級、10級	
	大 学 卒	15	51.1	906,697	7	906,690			
	短 大 卒	2	55.9	828,687	159	828,528			
	高 校 卒	3	50.9	740,283	486	739,797			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	23	54.1	893,389	4,344	889,045	{ 構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上	
	大 学 卒	16	53.5	872,055	0	872,055			
	短 大 卒	3	56.8	872,747	33,371	839,376			
	高 校 卒	4	54.4	991,745	0	991,745			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	215	52.7	736,206	4,153	732,053	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職（取締役 兼任者を除 く。）	同 上	
	大 学 卒	173	52.4	749,674	2,218	747,456			
	短 大 卒	18	54.1	720,751	19,373	701,378			
	高 校 卒	24	54.3	648,010	6,326	641,684			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	技 術 部 長	120	54.2	812,780	3,471	809,309	同 上	同 上	
	大 学 卒	99	54.1	825,977	3,956	822,021	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長一課 長間）		
	短 大 卒	11	55.3	718,310	479	717,831			
	高 校 卒	10	54.3	776,008	1,628	774,380			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事務部次長	78	51.1	690,727	1,999	688,728			
	大 学 卒	66	51.4	715,366	154	715,212			
	短 大 卒	3	47.6	547,663	49,125	498,538			
	高 校 卒	8	49.5	564,621	92	564,529			
	中 学 卒	X	X	X	X	X			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	62	53.2	697,065	2,157	694,908	{ 前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長一課 長間）	行政職 9 級、10 級
	大 学 卒	40	52.6	726,935	3,300	723,635		
	短 大 卒	13	54.5	667,829	164	667,665		
	高 校 卒	9	53.9	612,228	0	612,228		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	599	48.9	649,888	13,344	636,544	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	441	48.1	671,022	14,828	656,194		
	短 大 卒	51	49.7	596,994	10,137	586,857		
	高 校 卒	103	52.1	584,275	6,900	577,375		
	中 学 卒	4	51.6	536,060	56,599	479,461		
	技 術 課 長	406	48.9	709,787	12,462	697,325	同 上	同 上
	大 学 卒	269	47.9	717,827	6,997	710,830		
	短 大 卒	44	50.5	656,733	9,552	647,181		
	高 校 卒	93	51.1	712,368	30,070	682,298		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	321	48.5	668,384	33,421	634,963	{ 上記課長に事故等 のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下 4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められ る課長代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長一係長 間）	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	255	47.7	680,179	31,436	648,743		
	短 大 卒	33	51.0	590,557	38,116	552,441		
	高 校 卒	33	54.0	625,921	48,962	576,959		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	242	47.3	640,736	20,232	620,504	同 上	同 上
	大 学 卒	160	45.2	660,596	12,533	648,063		
	短 大 卒	45	52.0	603,938	20,787	583,151		
	高 校 卒	37	52.1	580,727	65,912	514,815		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 692	歳 43.4	円 551,719	円 75,907	円 475,812	{ 係の長及び係長 級専門職	行政職 3 級、4 級
	大 学 卒	471	41.3	565,619	84,426	481,193		
	短 大 卒	83	48.6	501,932	38,669	463,263		
	高 校 卒	137	49.1	524,384	63,251	461,133		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	478	43.9	634,877	86,098	548,779	同 上	同 上
	大 学 卒	276	42.0	631,905	71,419	560,486		
	短 大 卒	44	45.2	640,423	110,390	530,033		
	高 校 卒	158	47.5	639,556	110,076	529,480		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	388	40.8	485,918	64,394	421,524	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2 級（一部は3 級、4 級）
	大 学 卒	270	38.4	491,539	65,339	426,200		
	短 大 卒	40	46.8	450,200	60,615	389,585		
	高 校 卒	77	47.3	484,073	62,270	421,803		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 主 任	322	44.4	574,028	81,555	492,473	同 上	同 上
	大 学 卒	145	42.8	576,064	65,549	510,515		
	短 大 卒	36	43.4	545,431	87,896	457,535		
	高 校 卒	140	46.4	579,071	96,929	482,142		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事 務 係 員	1,922	39.7	405,368	54,029	351,339		行政職 1 級
	大 学 卒	1,132	36.0	414,192	57,779	356,413		
	短 大 卒	269	44.3	380,100	35,682	344,418		
	高 校 卒	515	45.8	397,774	54,573	343,201		
	中 学 卒	6	52.7	441,412	88,560	352,852		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事務・技術関係職種	技 術 係 員	人	歳	円	円	円		行政職 1 級
	大 学 卒	1,529	37.7	464,769	81,011	383,758		
	短 大 卒	769	34.7	470,803	87,460	383,343		
	高 校 卒	173	36.3	439,837	69,138	370,699		
	中 学 卒	583	42.5	463,873	75,226	388,647		
		4	46.6	403,365	70,424	332,941		

3 企業規模100人以上500人未満

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	8	52.9	585,459	11,852	573,607		
	短 大 卒	2	52.0	787,207	227	786,980		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	6	53.1	535,956	14,705	521,251		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	4	52.4	750,296	6,584	743,712		
	高 校 卒	3	52.7	584,081	297	583,784		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	X	X	X	X	X	{ 2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	135	52.5	620,004	6,254	613,750		
	短 大 卒	88	52.8	648,673	4,723	643,950		
	高 校 卒	9	53.5	619,803	530	619,273		
	中 学 卒	36	52.0	550,226	7,094	543,132		
	技 術 部 長	2	49.3	604,147	77,901	526,246	同 上	同 上
	大 学 卒	70	53.3	673,074	222	672,852		
	短 大 卒	40	52.0	698,581	69	698,512		
	高 校 卒	7	55.3	650,630	0	650,630		
	中 学 卒	22	55.0	638,936	580	638,356		
	事 務 部 次 長	X	X	X	X	X	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上
	大 学 卒	59	51.8	555,400	4,066	551,334		
	短 大 卒	34	51.2	574,404	94	574,310		
	高 校 卒	10	51.2	515,681	112	515,569		
	中 学 卒	15	53.5	541,141	14,836	526,305		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	26	54.4	591,434	1,102	590,332	{ 前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長―課 長間）	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	14	53.8	603,047	0	603,047		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	11	55.0	570,824	2,519	568,305		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	235	48.8	520,510	15,869	504,641	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	128	47.2	532,040	17,852	514,188		
	短 大 卒	18	50.7	469,666	22,177	447,489		
	高 校 卒	87	50.7	514,813	11,671	503,142		
	中 学 卒	2	50.6	483,079	0	483,079		
	技 術 課 長	157	50.2	556,832	17,031	539,801	同 上	同 上
	大 学 卒	81	50.1	573,590	19,812	553,778		
	短 大 卒	15	47.3	504,649	13,550	491,099		
	高 校 卒	60	51.0	550,803	14,456	536,347		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	105	47.0	494,205	44,598	449,607	{ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4 人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4 級
	大 学 卒	63	44.8	508,033	50,143	457,890		
	短 大 卒	12	50.8	492,544	52,095	440,449		
	高 校 卒	30	50.1	465,336	29,729	435,607		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	110	48.6	513,008	26,265	486,743	同 上	同 上
	大 学 卒	68	47.4	536,472	24,088	512,384		
	短 大 卒	11	51.4	497,703	16,547	481,156		
	高 校 卒	31	50.0	468,018	34,553	433,465		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	286	45.4	432,396	47,843	384,553	{ 係の長及び係長 級専門職	行政職 3 級
	大 学 卒	141	42.6	438,374	49,853	388,521		
	短 大 卒	30	48.4	410,631	48,157	362,474		
	高 校 卒	112	47.9	431,788	46,471	385,317		
	中 学 卒	3	49.4	402,097	9,010	393,087		
	技 術 係 長	177	45.7	464,771	58,282	406,489	同 上	同 上
	大 学 卒	82	42.5	463,403	64,977	398,426		
	短 大 卒	17	47.4	440,597	54,660	385,937		
	高 校 卒	74	49.2	471,321	50,651	420,670		
	中 学 卒	4	44.5	494,916	68,166	426,750		
	事 務 主 任	206	41.1	383,804	48,654	335,150	{ 係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長―係員 間）	行政職 2 級（一部は3 級）
	大 学 卒	88	39.0	395,488	46,722	348,766		
	短 大 卒	20	46.6	333,697	24,229	309,468		
	高 校 卒	97	41.7	382,967	53,101	329,866		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 主 任	134	41.0	445,992	69,637	376,355	同 上	同 上
	大 学 卒	74	38.9	460,034	73,332	386,702		
	短 大 卒	11	43.7	421,251	56,652	364,599		
	高 校 卒	48	43.8	429,696	66,380	363,316		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事 務 係 員	988	39.0	351,707	37,496	314,211		行政職 1 級
	大 学 卒	441	34.4	366,067	43,329	322,738		
	短 大 卒	107	45.9	348,379	29,873	318,506		
	高 校 卒	437	41.8	337,899	32,986	304,913		
	中 学 卒	3	51.3	416,273	141,097	275,176		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技 術 係 員	500	35.9	370,859	45,926	324,933		行政職 1 級
	大 学 卒	278	33.5	376,159	50,131	326,028		
	短 大 卒	43	39.6	364,912	34,100	330,812		
	高 校 卒	174	38.4	364,361	43,010	321,351		
	中 学 卒	5	51.7	345,015	14,319	330,696		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	11	35.1	329,308	9,439	319,869	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用兼用自動車運転手	X	X	X	X	X	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	13	57.5	751,620	0	751,620	
	大 学 教 授	91	55.9	694,831	0	694,831	
	大 学 准 教 授	70	48.0	543,890	0	543,890	
	大 学 講 師	22	41.2	570,144	0	570,144	
	大 学 助 教	13	39.8	422,765	0	422,765	
	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	15	56.1	672,552	14,098	658,454	
	高等学校教諭	116	43.2	504,599	18,097	486,502	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	54.5	825,055	0	825,055	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部（課）長	22	51.8	728,311	324	727,987	
	研究室（係）長	16	51.2	644,073	0	644,073	
	主 任 研 究 員	91	46.1	593,038	8,605	584,433	
	研 究 員	98	42.4	489,231	50,455	438,776	
	研 究 補 助 員	28	38.7	520,473	63,204	457,269	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	—	—	—	—	—	{ 部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	
	医 科 長	—	—	—	—	—	
	医 師	12	50.7	1,457,739	196,068	1,261,671	
	歯 科 医 師	X	X	X	X	X	
	薬 局 長	4	48.5	576,685	61,020	515,665	
	薬 剤 師	39	42.7	429,487	44,403	385,084	
	診療放射線技師	40	39.1	359,627	41,317	318,310	
	臨床検査技師	27	41.3	350,743	30,548	320,195	
	栄 養 士	24	35.6	329,380	24,065	305,315	
	理 学 療 法 士	94	31.0	354,718	23,356	331,362	
	作 業 療 法 士	68	30.5	341,451	13,760	327,691	
	総 看 護 師 長	3	54.1	620,777	10,286	610,491	
	看 護 師 長	49	46.1	504,679	79,205	425,474	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	203	36.0	396,252	15,813	380,439	
	准 看 護 師	39	47.8	347,663	16,839	330,824	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職	
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
10級	部 長	支店長・工場長 部 長・部次長	
9 級	担当部長		
8 級	次 長	課 長	支店長・工場長 部 長・部次長
7 級	課 長		
6 級	副課長・主 幹	課長代理	課 長
5 級	班 長・副主幹		
4 級	係 長・主 査	係 長	課長代理
3 級	副主査		係 長
2 級	主 事・技 師	主 任	主 任
1 級	主 事・技 師	係 員	係 員

職員給与と民間給与との比較

第25表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
398,486 円	386,542 円	11,944 円 (3.09 %)

- (注)
- 1 職員は行政職給料表の適用を受ける職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 - 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

令和8年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費……………食料

住 居 関 係 費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑 費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和8年4月における1人世帯の費目別標準生計費（令和6年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和8年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の令和8年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和7年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	30,500 ^円	54,660 ^円	67,620 ^円	80,590 ^円	93,560 ^円
住 居 関 係 費	39,080	50,630	43,660	36,700	29,740
被服・履物費	4,390	4,860	6,780	8,710	10,630
雑 費 I	66,020	82,660	114,550	146,440	178,330
雑 費 II	8,140	15,690	18,340	21,000	23,650
計	148,130	208,500	250,950	293,440	335,910

